

鳥取県立とっとり花回廊
管理業務仕様書

令和5年7月

目 次

I 管理運営の基本事項	1
1 基本的事項	
2 緊急時の対応	
3 組織及び人員配置	
4 資格	
5 再委託	
6 障がい者又は高齢者の就労機会の確保	
7 県内発注	
8 県が直接行う使用許可の範囲	
9 業務関係書類の整備	
10 収支状況の管理	
11 事業計画書及び報告書の提出	
12 指定期間終了後の引継業務	
II 植栽管理業務	4
1 植栽のデザイン企画、展示	
2 植栽の管理	
III 施設管理業務	5
1 清掃	
2 警備	
3 施設設備保守点検	
4 電力の調達	
5 除雪	
6 備品の管理	
7 修繕	
8 リース物件の継承・管理	
9 A E D（自動体外式除細動器）の取扱い	
10 J - A L E R T（全国瞬時警報システム）の取扱い	
11 保険	
12 （公社）日本植物園協会	
13 事故・故障等異常時の措置	
14 事故が発生した場合の報告及び公表	
IV 運営管理業務	13
1 受付・案内等	
2 情報発信・広報宣伝	
3 海外からの観光客への対応	
4 イベント業務	
5 レストラン・売店等の運営	
6 自動販売機等の設置	
7 無料シャトルバスの運行	
8 友の会	
9 広告事業の取扱い	
10 その他	
11 シンボルマーク等の使用	
12 利用者の声の把握	
V 交流・学習に関する業務	17
1 他施設・他団体との交流事業	
2 学習・普及啓発活動	
3 地元自治体・地域との連携	
VI その他留意事項	17

鳥取県立とっとり花回廊管理業務仕様書

この仕様書は、指定管理者がとっとり花回廊の管理運営業務を実施するための仕様を示すものである。指定管理者は、本仕様書、募集要項、とっとり花回廊条例、指定手続条例及び関係法令に基づき、適切に業務を実施することとする。

I 管理運営の基本事項

1 基本的事項

- (1) 公の施設であることを念頭において、公平な利用を確保しながら適切な管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 労働関係法規、建築関係法規等関係法規を遵守し、適正に業務を遂行すること。
- (3) 事業計画書等に基づき、利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、また施設設備の機能が十分に発揮・維持されるよう適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の節減に努めること。
- (4) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくとともに、利用促進に努めること。
- (5) 省資源・省エネルギーを図るとともに、廃棄物の減量化・リサイクルや環境に配慮した物品の購入に努めるなど、環境に配慮した管理運営を行うこと。
- (6) 県と密接に連携を図りながら、管理運営を行うこと。

2 緊急時の対応

- (1) 指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応マニュアルを作成し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。
- (2) 利用者、来園者の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、的確に対応すること。

3 組織及び人員配置

- (1) 管理運営業務を実施するために必要な執行体制を確保するとともに、労働基準法（昭和22年法律第49号）を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。
- (2) 業務全体を総合的に把握し、調整する総括責任者（園長）を1名配置すること。
- (3) 業務の区分（施設管理業務、運営管理業務、植栽管理業務等）ごとに総合的に把握し、調整する業務責任者を配置すること。
- (4) 職員の体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものとする。
- (5) 業務の内容に応じて、必要な知識、技能及び経験を有する者を配置すること。
なお、次の者については、常時配置を義務付けるものとし、事業計画書に当該者を明示し、その資格、経歴を記載すること。
ア 施設管理業務を担当し、必要な資格（危険物取扱者乙種第4類以上、水道技術管理者、防火管理者）を有する者。
イ 植栽管理業務を担当し、園芸に関する知識を有する者。
- (6) 職員の育成及び業務水準の維持、向上のために必要な研修等を実施すること。

(7) 指定管理者の業務の執行及び財産の状況の監査を職務とする理事以外の役員の職にある2人以上の者（役員に準ずる職にある者を含む。）に、次に掲げる職務を行わせるものとする。

ア 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産及び業務の執行に係る状況を監査すること。

イ 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為（これらに相当するものを含む。）に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、指定管理者の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（以下「総会等」という。）及び知事等へ報告すること。

ウ イの報告をするために必要があると認めるときは、指定管理者の総会等の招集を請求し、又はこれを招集すること。

4 資格

指定管理者は、業務を実施するために必要な官公署の免許、許可及び認定等（例：興業場許可、食品衛生法許可等）を受けていること。また、個々の業務について再委託等を行う場合は、当該再委託先がそれぞれ上記の免許、許可及び認定等を受けていることを確認すること。

5 再委託

(1) 業務を一括して他の者に委託することはできないこと。ただし、個々の業務について、以下の事項を遵守した上で専門の事業者へ委託することができること。

ア 再委託する各業務について、業務内容を熟知した担当責任職員（監督職員）を定め、委託業者の指導監督及び県等との連絡調整に当たらせること。

イ 植栽のデザイン・企画については、原則、再委託を認めない。ただし、公募案の中から、専門知識を有する職員あるいは外部委員等を加えた委員会等で審査し採用すること、又は、専門のデザイナー等に再委託することは可能である。

ウ 植栽の展示・管理を再委託する場合、専門知識を有した必要十分な員数の職員を作業現場に配置し、直接指揮監督すること。

(2) 再委託する業務は、事業計画書に記載すること。

(3) 再委託に当たっては、契約の終期は、指定管理者の管理期間の終期を限度とすること。

6 障がい者又は高齢者の就労機会の確保

障がい者、高齢者（65歳以上）の就労機会の確保、拡大を図るため、以下の事項に留意すること。

(1) 障がい者及び高齢者の直接雇用を努めることとし、事業計画書に障がい者及び高齢者の雇用計画を可能な範囲で記載すること。

(2) 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達を努めることとし、事業計画書に障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への業務委託計画を可能な範囲で記載すること。

なお、障がい者就労施設及びシルバー人材センター等へ除草、清掃等を内容とする軽作業業務を再委託することとし、うち、障がい者就労施設については、年間の再委託金額は、概ね8,300,000円以上とする。

7 県内発注

委託業務の実施に当たっては、対象経費、金額等にかかわらず県内事業者への発注に努めなければならないが、特に委託、工事請負を発注する場合は原則として県内事業者へ発注すること。

なお、事業計画書に記載していない委託、工事請負を県外事業者に発注する必要が生じた場合は、あらかじめ県に協議して承認を受けること。

8 県が直接行う使用許可の範囲

指定管理者の業務範囲である利用許可以外の許可（行政財産の目的外使用許可）は、県がその許可事務を直接行うため、該当申請があれば速やかに県に連絡すること。

また、県が使用許可した場合において、指定管理者の施設管理上の必要性に応じて、県が使用許可した者と適宜連絡調整を図ること。

なお、現在の行政財産の目的外使用許可の状況は、募集要項別添資料9「とっとり花回廊の行政財産目的外使用許可状況」のとおりである。

9 業務関係書類の整備

各業務の実施に当たっては、業務日誌、作業記録などの業務関係書類を作成し、指定管理期間終了後、5年間保管すること。

10 収支状況の管理

- (1) 収入支出に関する規程を策定した上で、その規程に基づき事務を行うこと。
- (2) 毎月の収入支出の状況を明らかにする試算表を毎月作成すること。
- (3) 収入支出に係る帳簿を作成するとともに、証ひょう書類を整理し、指定管理期間終了後、5年間保存すること。

11 事業計画書及び報告書の提出

(1) 事業計画書の提出

指定管理者は、毎年2月末までに当該年度の翌年度の管理運営に関する事業計画書を県に提出し、その承認を受けること。この場合において、原則、事業計画書の内容を下回る管理運営を行うことはできない。

(2) 業務報告書の提出

事業の実施状況について、次の内容の月報を作成し、その翌月の15日までに報告すること。

- ア 利用者数、利用料金等の収入及び利用料金の減免の状況
- イ 管理物件の維持管理の実施状況
- ウ 利用促進策等の実施状況
- エ 委託業務に関する収支状況
- オ 再委託、工事請負発注の状況（業務内容、発注先、選定方法、金額、予定価格等）
- カ 管理体制
- キ 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況
- ク 会計事務に関する内部監査結果
- ケ その他管理の実態を把握するために県が必要と認める事項

(3) 事業報告書の提出

次の内容の事業報告書を作成し、毎年度終了後30日以内に県に提出すること。

- ア 管理施設の管理の業務の実施状況及び利用者の利用状況

- イ 管理施設の利用に係る料金の収入の実績
- ウ 管理施設の管理に係る経費の収支状況
- エ 管理施設の職員に係る雇用条件及び労働状況
- オ 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達実績
- カ その他管理の実態を把握するために県が必要と認める事項

1 2 指定期間終了後の引継業務

指定管理者は、指定期間終了後又は指定の取消等により、次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。

II 植栽管理業務

1 植栽のデザイン企画、展示

- (1) 業務の対象は、各展示館、庭園、花壇の他、プランター、ハンギングバスケットなどによる展示、芝生、自然林等を含み、バックヤードを除いた園敷地内全域とする。
- (2) 次の事項に留意しつつ、指定管理者の自由な発想のもとに植栽をデザイン企画した上で、業務箇所ごとに年間の植栽計画（募集要項別添資料1「施設の概要」、本仕様書別紙1「令和2年度植え替え花壇植栽（花壇苗）計画」参照）を作成し、事業計画書に添付して提出するとともに、計画に沿った展示を行うこと。
 - ア メインフラワーはユリとし、通年展示を行うこと。
 - イ 「日本最高レベルのフラワーショーガーデン」にふさわしく、国内外からの観光誘客に寄与するものであること。
 - ウ 年間を通じて園全体に常に花と緑があふれる空間を創造すること。
 - エ 自然や周辺の景観との調和に配慮し、自生種、自然林及び希少植物の保全に努めること。
 - オ 利用者に優しい展示の工夫をすること。
(例示) 木陰のベンチに腰掛けながら、花壇を眺められる。
 - カ 現行の各展示館、庭園等のコンセプト（位置づけ）そのものの変更も可能であること。
その場合、植栽の移動など必要となる経費は、指定管理者の負担とする。
- (3) 県内で生産された花きの優先調達に努めるとともに、県内産であることを掲示するなどしてPRすること。
- (4) 花壇について
 - ア 植え替え花壇の植え替え回数は、次のとおりとする。
 - (ア) 花の丘のような大花壇、カセット花壇…年3回以上
 - (イ) その他の花壇…年3回以上
 - イ 園内で使用する花壇苗は、購入金額の概ね95パーセント以上を県内産とすること。
 - ウ 指定期間初年度に使用する県内産花壇苗については、現管理者が9月末までに令和6年度の計画を作成中であり、この内容を県が承認し、全国農業協同組合連合会鳥取県本部を通じて調達手配を進める予定であるので、その契約を継承すること。
なお、指定管理候補者の決定後でも、農家等との協議により、多少の変更は可能である。（新品種の導入などについては、農家の生産体制の調整が必要なため、2年目以降が望ましい。）
 - エ 指定期間最終年度には、10月末までに翌年度の年間植栽計画を県に提出し、その承認を受けた上で、使用する県内産花壇苗の調達手配を行うこと。次期指定管理者は、その契約を継承する。

2 植栽の管理

- (1) 業務の対象は、園敷地内全域とする。
- (2) 長期的視野を持ち植物特性を理解した上で、次の項目について適切な時期や方法により実施することとし、年間の植栽管理計画を作成し、計画に沿った管理を行うこと。参考として、「造園施工管理技術編第8編造園管理（国土交通省都市・地域整備局公園緑地課監修、社団法人日本公園緑地協会発行）」等を利用する。
 - ア 共通…灌水、施肥、病虫害防除、除草、補植、花殻摘みなど
 - イ 芝生…芝刈、除草剤、殺菌剤散布など
 - ウ 樹木…剪定、保護、枯損木・支障木処理など
 - エ その他に温室の温度管理など
- (3) 植物を健全に維持管理するため、植物の状態を常に調査、点検し、異常が認められた場合には、速やかに適切な対応を行うこと。
- (4) 植え替え花壇の除草は、花壇内側は花丈より低く目立たないよう、花壇外側は完全に除去するよう随時行うこと。
- (5) 林床整備（下刈りなど）は、景観面からの実施はもちろんのこと、山野草、希少植物の保護・育成にも配慮すること。
- (6) 除草、剪定等による発生材は、極力園内でリサイクル活用することにより、省資源、環境配慮に努めること。
- (7) 農薬の使用に当たっては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の関係法令を遵守すること。参考として「鳥取県病虫害防除指針・除草剤使用指針」等を利用する。
- (8) 開園区域内にある健全松（赤松）に対して本仕様書別紙2「鳥取県立とっとり花回廊マツクイムシ対策業務仕様書」を参考に樹幹注入によるマツクイムシ防除を実施すること。
- (9) 花の谷支障木剪定後、レストランから大山が眺望できるよう適正な管理を行うこと。
- (10) 特に管理水準を定めるもの

項目	区分	管理水準
花殻摘み	ユリ、バラ、各展示館内	毎日
	ハンギングバスケット（屋外）	雨天時以外の毎日（霧の庭園、ヨーロッパガーデンは、週1回以上）
	プランター（屋外）	雨天時以外の毎日
防除	ユリ	開花前3回以上
	バラ	年20回以上
	フラワードーム、南館内	年24回以上
芝刈	日本芝	年6回以上（品種の特性に合わせた適正な管理をすること）
	その他	品種の特性に合わせた適正な管理をすること

III 施設管理業務

1 清掃

次に掲げる内容に従って業務を行うこと。なお、具体的な清掃内容や清掃業務の実施回数については、本仕様書及び別紙3を参考に様式2-1及び様式2-2において提案を行った内容に従って実施すること。

- (1) 常時清掃：1日単位の短い周期で日常的に行う清掃
 - ア 建物（展示館等、花きセンター）…床面〔掃き拭き〕、手摺り・机・椅子〔拭き〕

(ア) 床

- ・床仕上げに応じた適切な方法により、埃、ゴミのないようにする。

(イ) ゴミ箱、汚物容器、厨茶入れ等

- ・内容物がすべて空の状態になっており、汚れが付着していない状態にする。

(ウ) ゴミの集積と収集

- ・指定管理者は、ゴミ集積スペースのゴミ及び共用部のゴミを回収し、屋外のゴミ集積所に運び出した上、集積されたゴミを収集する。

イ トイレ…便器・洗面台等〔洗浄、拭き〕、床面〔掃き（外部トイレは洗浄）拭き〕、汚物類〔収集、処理〕、トイレットペーパー・洗剤等〔補充〕

(ア) 便所（洗面台、鏡、衛生陶器を含む）

- ・衛生陶器類は適切な方法により見た目に清潔な状況に保つ。また、臭いが滞留しないよう配慮する。
- ・トイレットペーパー等の衛生消耗用品は常に補充されている状態にする。
- ・間仕切りは落書き、破損がない状態に保つ。
- ・洗面台は水垢の付着や汚れがない状態に保つ。
- ・鏡はシミ、汚れがついていない状態に保つ。
- ・排水のつまりなどがなく状態に保ち、排水トラブルが生じた際は速やかに対応する。

(イ) その他の内部附属設備

- ・休憩室、流し台等を清潔な状態に保つ。

ウ 屋外…ゴミ拾い、灰皿清掃等

(ア) 建物周囲（駐車場を含む敷地内）

- ・ゴミ、落ち葉等を回収する。
- ・舗装面は埃、汚れを落とし、適正に機能する状態に保つ。

(イ) 排水溝、排水管、汚水管、雨水桝

- ・屋外排水設備（側溝、排水桝等）の水流をゴミ、落ち葉等で阻害しない。
- ・排水溝、汚水管、マンホール等についても、必要に応じて清掃等を行う。

(ウ) 案内板等

- ・汚れにより見苦しくなく、表示が見やすい状態を保つ。

(エ) ゴミ集積所

- ・ゴミ等が近隣に飛散して迷惑を及ぼさない状態を保つ。

(2) 定期清掃：週・月又は年単位の周期で定期的に行う清掃

(ア) 床

- ・埃、シミ、汚れがない状態に保ち、ワックスがけを実施する。（繊維床を除く。）
- ・繊維床の場合は、埃、汚れがない状態に保ち、クリーニング洗浄を実施する。

(イ) 壁、天井

- ・表面全体を埃、シミ、汚れのない状態に保つ。

(ウ) テラス、庇

- ・土等の汚れがない状態に保つ。

(エ) 窓枠、窓ガラス

- ・内部、外部とも汚れがない状態に保つ。

(オ) 吸排気口のフィルター、フード

- ・埃、汚れを落とし、適正に機能する状態を保つ。
- ・目詰まり等による能力や低下風量不足がない状態に保つ。
- ・空調フィルターは2か月に1回清掃する。

- (カ) 金属部分、手すり、扉、扉溝、スイッチ類
 - ・埃、汚れがない状態に保つ。
- (3) (1)、(2)以外の箇所の清掃については、状況に応じて適宜実施すること。
- (4) 清掃時間
 - 随時実施が必要な作業などを除き、開園時間外を原則とする。
- (5) ゴミ処理
 - 発生したゴミは分別収集の上、適正に搬出・処理する。
- (6) 使用材料
 - ア 清掃業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は厳重に管理を行うこと。
 - イ 清掃業務に使用する清掃用具、洗剤等の資材やトイレットペーパー類の衛生消耗品等は、品質保証（JIS マーク商品等）のあるものを、指定管理者の負担で用意すること。
- (7) その他
 - ア 清掃業務に関する法令等を遵守し、誠実、迅速かつ効果的に行うこと。
 - イ 清掃業務箇所に応じ、適正な機械器具、材料等を使用し、施設等を損傷しないこと。
 - ウ 清掃業務実施に必要な人員を確保し、業務の疎漏、遅滞等がないようにすること。
 - エ 建物、工作物、器具、備品等に損害を与えたとき、又はき損を発見したときは、直ちに発注者に報告し、その指示を受けること。
 - オ じんあいを飛散させないこと。
 - カ 火気には特に留意し、引火性物質は努めて使用しないこと。
 - キ 不衛生な処置をとらないこと。
 - ク トイレについては、令和5年度、6年度、7年度で改修工事等を行う予定。

2 警備

(1) 事故・事件の防止等

- ア 開園時間内においては園内巡視により、不審者・不審車両・不審物等の発見、火の元・消火器・火災報知器等の点検及び放置物の除去等避難動線の確保など適切な対応を図り、事件・事故の防止及び被害の拡大防止に努めること。
- イ 異常を発見した場合は、初期消火活動など適切な処置を行い、消防署、警察署及び鳥取県農林水産部農業振興監生産振興課又は指定する緊急連絡者へ通報及び連絡をすること。
- ウ 開園時間外においても、同様に適切な対応を図ること。
- エ 外部委託により機械警備を行う場合においても、異常発生時には速やかに対応できるようにすること。なお、機械警備用機械装置の内容は次のとおりとすること。
 - (ア) 防災、防犯を行うことのできる装置とする。
 - (イ) 自動火災報知設備との連動が可能なものとする。
 - (ウ) 警備対象で発生した異常事態の情報をN T T回線で受託者の監視センターへ伝達できるものとする。

(2) 交通誘導

- ア 混雑時、夜間開園時には、必要に応じて園内駐車場及び周辺進入路において、車両の誘導及び交通整理を行い、混雑緩和と安全確保に努めること。
- イ 特に、ゴールデンウィークなど最大混雑時には日1万5千人もの来園が見込まれるため、周辺に臨時駐車場を確保するなど適切な対応を行い、周辺道路に渋滞を発生させないよう円滑な交通誘導に努めること。

3 施設設備保守点検

(1) 電気設備

電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく保安規程に従い、受電設備、構内電線路、各使用場所の設備、非常用予備電源装置の保守点検を本仕様書別紙4「電気設備仕様書」により行うこと。

(2) 消防設備

消防法（昭和23年法律第186号）の規定に従い、本仕様書別紙5「とっとり花回廊消防設備等保守点検仕様書」による消防用設備の点検を年2回行うこと。

(3) 給水設備（専用水道）

ア 水道法及び関係法令の規定に従い、専用水道設備の保守点検を行うこと。

日常点検（毎日実施）は、薬注室塩素濃度測定、園内8箇所残留塩素測定、ポンプ圧力等確認、原水槽蓋施錠確認などとする。

定期点検は、本仕様書別紙6「とっとり花回廊造園工区機械設備保守点検仕様書」により行うこと。

【設備概要】

計画給水人口	20,400人/日
計画給水量	500 ^ト /日
水源水量	〔第一井戸〕252 ^ト /日、〔第二井戸〕760 ^ト /日

イ 法定水質検査

水道法第20条及び関係法令に基づく検査を受検すること。

	検査項目(項目数)	回数	検体数	検査方法
原水	全項目(39)	年1回	2検体	厚生労働省告示第261号 (平成15年7月22日)
浄水	全項目(51)※	年1回	各回	
	省略不可項目(9)	月1回	1検体	
	その他項目(11)	年4回		

※浄水の「全項目」には「省略不可項目」及び「その他項目」を含む。

ウ 受水槽の清掃殺菌消毒及び水質検査（飲料適否13項目、1検体） 1回/年以上

エ 第1・2原水槽の清掃殺菌消毒 1回/年以上

(4) 汚水処理設備

ア 浄化槽法及び関係法令の規定に従い、汚水処理施設の保守点検を行うこと。

汚水処理場の定期点検は週1回以上とし、機械・電気設備等の保守、簡易水質検査、さらに生物処理状態の把握・調整を行うこと。

なお、業務に当たる管理技術員は、汚水処理用として設備された機械・電気及び生物処理に関し豊富な経験と知識を有するもの（浄化槽技術管理者）を当てること。

汚水中継槽の定期点検は、本仕様書別紙6「とっとり花回廊造園工区機械設備保守点検仕様書」により行うこと。

【設備概要】

処理方法	回遊式間欠ばっ気方式
処理対象	2,000人/日
処理水量	480m ³ /日
放流水質	PH 5.6~8.6、BOD 20mg/L以下、SS 50mg/L以下、 大腸菌群数 3,000個/ml以下

イ 汚水中継ポンプ清掃 適宜

ウ 汚泥槽の汚泥抜き取り清掃・汚泥処分 1回/年以上

エ 浄化槽法定検査（5項目） 1回／年以上

(5) 機械設備

以下のとおり、各機械設備の保守点検を行うこと。

ア 空調機器は、本仕様書別紙8「空調機器保守点検仕様書」による。

イ 池や滝・噴水装置は、本仕様書別紙6「とっとり花回廊造園工区機械設備保守点検仕様書」による。

ウ 自動制御機器は、本仕様書別紙8「自動制御機器保守点検仕様書」による。

エ エレベーターについては、正常な運転機能を維持するために、専門技術員による計画的な巡回点検と遠隔監視装置による常時監視・診断を組み合わせた適切な点検整備を行うこと。

【点検対象】

○日立インバーター制御ロープ式（P-13-CO45）／車椅子仕様

付加装置 ・地震時管制運転装置

・停電時自動着床装置

・ICオートアナウンス

設置場所及び台数 : 西館 1台

○日立インバーター制御油圧式（HF-13-CO45）／車椅子仕様

付加装置 ・地震時管制運転装置

・停電時自動着床装置

・ICオートアナウンス

設置場所及び台数 : 北館、フラワードーム、南館 各1台

オ 自動扉は、本仕様書別紙9「自動扉開閉装置保守点検仕様書」による。

カ フラワードーム昇降天窓の開閉装置、制御盤、操作盤の保守点検 1回／年以上

キ バックヤード栽培温室は、本仕様書別紙10「栽培温室保守点検仕様書」による。

(6) 直線・展望回廊

ガラスのずれ・傷・ひび、床材のぐらつき・劣化、手摺りのぐらつき・ずれなどの異常がないか毎日点検し、異常が認められた場合は、速やかに応急措置及び立入禁止措置をとるとともに、県へ報告すること。

(7) ムーンライトフラワーガーデン（景観照明）設備

ムーンライトフラワーガーデン開催期前1回、開催日は毎日、照明の点灯状況等を確認し、不良箇所の修繕を行うこと。

(8) 令和2年度に実施したWi-Fi利用範囲（①展望回廊、②北館及びその周辺、③東館及びその周辺）を維持すること。

(9) その他に、「利用者の安全・快適、施設設備機能の発揮・維持」の観点から、常に施設設備全体を点検し、適切な対応をすること。

(例示) 段差発生箇所の修繕、裸地雨水浸食の防止、案内表示の追加など

4 電力の調達

指定管理施設における電力調達については、今後3年間の電気料金の支払金額の見込み（予定価格）により、次のとおり対応するよう努めること。

ただし、予定価格が20万円に満たない場合はこの限りではない。

なお、この取扱いは、県の運用に準じて定めているものであり、一般競争入札の方法による電力調達が可能な場合においては、当該方法によって電力調達を行うことを妨げるものではないこと。

また、県内事業者への発注機会の増大や県産品の利用促進を図るため、電力調達の際は一

般競争入札の参加資格要件に県内事業者であることを設定したり、随意契約時に県内事業者からも見積りを取るなど、積極的な発注に取り組むこと。

予定価格	電力調達への対応
160万円超	現在の契約期間が終了するまでに自動更新契約を行うことなく、一般電気事業者及び特定規模電気事業者を対象とした一般競争入札の方法により電力調達の契約を締結する。
160万円以下	随意契約の方法により契約できるが、原則として合見積りの方法により電力調達の契約を締結する。

5 除雪

- (1) 冬季降雪時には、来園者の自動車の通行及び駐車、来園者の歩行等に支障がないよう、園内通路及び駐車場等の除雪を行うこと。なお、除雪に当たっては、植栽を傷めないよう十分留意すること。
- (2) 除雪作業は、開園前に完了することを原則とするが、降雪の状況により開園時においても実施する。

6 備品の管理

- (1) 指定管理者は、施設の運営に支障を来さないよう、備品の維持管理を適切に行い必要な修繕を速やかに行うこと。
- (2) 県は、本仕様書別表「県貸付物品一覧」に記載する備品等について、指定管理者と別途貸付契約を締結し、指定管理者へ無償で貸し付けること。
- (3) 指定管理者は、県の所有に帰属する備品が不用となった場合には、県へ返還すること。
- (4) (3)により備品の数量等に異動があった場合及び県が新たに備品を貸与した場合は、県が提示した備品台帳により整理すること。
- (5) 県が貸与した備品は県の所有に帰属し、指定管理者の判断により購入した備品は指定管理者の所有に帰属するものであること。

※備品とは、性質、形状を変えずに長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期間にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が10万円以上のものをいう。ただし、取得価格が10万円未満の物品のうち長期間にわたる継続使用・保存が可能なものについては県が消耗品として購入し貸与することも可能とする。

7 修繕

- (1) 指定管理者は、施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）を適正な利用に供するよう日常的に保守点検を行い、施設等の保全に努めること。
また、施設等の損傷又は不具合を発見した場合は、施設等の安全性を確保するために必要な応急処置を行うとともに、発注1件当たり250万円未満の修繕にあつては指定管理者の負担により行い、それ以外の場合は県の負担により行うこと。
- (2) 修繕する内容については、指定管理者が修繕を必要と判断したもののほか、県が施設の管理上必要と判断したものについても、指定管理者は県の指示により修繕を行うこと。

※修繕とは、施設等の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

8 リース物件の継承・管理

現指定管理者がとっとり花回廊の管理運営業務に必要な備品としてリース契約を締結し、指定切替え後も契約が継続するものについては、同条件において契約を引き継いで使用すること。

ただし、契約を継続しないことにより発生する違約金を指定管理者が負担する場合はこの限りではない。

なお、対象となるリース備品は本仕様書別紙 1 1 「リース物件一覧」のとおりである。

9 AED（自動体外式除細動器）の取扱い

(1) 県は、施設利用者等が突然の心停止に陥った場合の救命活動が円滑に行われることを目的としてAEDを設置しており、指定管理者は、職員又は非医療従事者が常時使用できるように管理を行うこと。

※AED（自動体外式除細動器）の概要

突然の心停止者の心臓のリズムを調べ、蘇生のための電気ショックが必要かどうか自動で判断し、電気ショックを与えることができる医療機器

(2) 指定管理者は次のとおり維持管理を行うこと。

ア AEDを常時使用できるように最低年1回定期点検すること。

イ AEDを使用した後においては、次回以降使用できるか否か点検すること。

(3) 指定管理者は、AEDを使用するための講習会を受講した職員を1名以上配置すること

10 J-ALERT（全国瞬時警報システム）の取扱い

(1) 県は、緊急地震速報等を活用して施設利用者や職員の安全確保、地震被害等の軽減を図ることを目的としてJ-ALERTを設置しており、指定管理者は、同システムが有効に活用されるよう理解を深め、適切に管理運用し、施設利用者の安全確保に努めること。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）の概要

緊急地震速報のほかに、津波警報、国民保護に関する情報などを館内に自動的に放送するシステム

(2) 指定管理者は次のとおり維持運用を行うこと。

ア 速報発表時にとるべき行動を緊急時の対応要領に盛り込み、従業員に対して周知に努めること。

イ J-ALERTを利用した操作訓練や避難訓練等の実施に努めること。

11 保険

施設入場者傷害保険及び施設賠償責任保険に加入すること。この場合において、賠償額の最低基準は次のとおりとすること。

(1) 施設入場者傷害保険 対人賠償額（1名につき）

- ・死亡、後遺障害 1,000,000円
- ・入院日額 1,500円
- ・通院日額 1,000円

(2) 施設賠償責任保険

ア 対人賠償額

- ・1名につき 100,000,000円
- ・1事故につき 1,000,000,000円

イ 対物賠償額

- ・1事故につき 50,000,000円

1.2 公益社団法人日本植物園協会

(1) とっとり花回廊は公益社団法人日本植物園協会（以下「協会」という。）の正会員であり、加入継続の上、「植物園の設置および運営に関する基準」など協会各規程に沿った適正な運営を行い正会員資格を維持するとともに、協会の各種活動に参画すること。

(2) (1)に係る事務及び経費負担は、指定管理者が行うものであること。

※公益社団法人日本植物園協会の概要

国内の代表的植物園等117の団体・法人（H26.1現在）が加入する文部科学省傘下の法人。植物園並びに相当施設に関して会員の調査研究の発表、文献の収集、知識の交換並びに会員相互間の親睦及び関連団体との連絡提携を密にし、植物園事業の普及発展に寄与することを目的とする。

1.3 事故・故障等異常時の措置

施設内において、事故又は故障が発生したときは、県に報告し、指示を受け必要な措置を講ずるものとする。

ただし、緊急を要する場合又は軽微な事故・故障の場合は、指定管理者において必要な措置を講ずるものとする。

1.4 事故が発生した場合の報告及び公表

(1) 指定管理者の施設、設備等に関する事故が発生し、公表を行う場合は、個人情報保護や警察からの捜査上の要請、その他特別の事情がある場合を除き、原則として事故発生の情報について、できる限り速やかに実施すること。

なお、状況等により指定管理者が対応できない場合は、県の所管課が公表を行うことがある。

(2) 指定管理者は、報告、公表について速やかな対応を行うため、非常時の連絡体制について、上位者への連絡が困難な場合の対応なども含めて点検を行い、適切な体制を整備すること。

(3) 指定管理者は、事故等の発生時において、対応に疑義を生じた場合は速やかに所管課に報告し、その指示を仰ぐこと。

1.5 緊急時の対応

(1) 指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応マニュアルを作成し、緊急事態の発生時には適確に対応すること。

(2) 利用者、来場者の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、適確に対応すること。

(3) 次のいずれかに該当する場合には、とっとり花回廊の使用について県の指示に従わなければならない。

ア 地震等の災害、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処として、とっとり花回廊を閉場し、又は、住民の避難、救援若しくは災害対応のために使用する必要があると県が認めるとき。

イ とっとり花回廊について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条の規定により県が避難施設として指定をしようとするとき。

ウ とっとり花回廊について、南部町から、南部町地域防災計画及び伯耆町地域防災計画に基づく住民の避難、救援又は災害対応に要する施設としての指定に係る同意の申し出があったとき。

- (4) (3) の県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者が協議の上、決定する。
- (5) 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全の確保のためにとっとり花回廊を閉場する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉場すること。

16 Google Map等の管理について

各施設のホームページの管理にとどまらず、Google Map等一般県民等が利用をされることが想定されるツールについても最新情報となるように管理を行うこと。

なお、情報編集のための権限については県から各施設に権限を付与するが、必要なアカウント等は指定管理者が準備すること。

17 キャッシュレス決済への対応について

施設利用者の利便性を確保するため、入園料、利用料金、物販・飲食等の支払い方法の一つとして、キャッシュレス決済に対応すること。

18 ネーミングライツの取扱い

鳥取県総務部デジタル・行財政改革局行財政改革推進課では県有施設の知名度向上や運営財源の確保等を目的として、施設の愛称を命名する権利（ネーミングライツ）を取得する法人を募集することとしており、とっとり花回廊において新たなネーミングライツが導入されたときは、県、施設命名権者及び指定管理者の3者で締結するネーミングライツ契約書に基づく業務の実施に協力すること。

IV 運営管理業務

1 受付・案内等

- (1) 指定管理者は、利用者への応接、電話での問い合わせ等について、迅速かつ適切な対応を行うこと。
- (2) 西館内総合案内所においては、園内情報の提供、遺失物・拾得物の受付、園内呼び出し・迷子の取扱、救護室・授乳室の利用受付及び車いす等の備品貸付などの総合案内業務を行うこと。
- (3) 施設の利用等について、利用者、住民等から苦情があった場合は、適切な対応をするとともに、改善の措置を講じることとし、それらの内容を速やかに県へ報告すること。

2 情報発信・広報宣伝

(1) 基本的事項

とっとり花回廊は本県の観光拠点施設であり、園のみならず周辺観光地・施設と一体となった情報発信・広報宣伝に努め、利用促進を図ること。

また、県内産花きのPRにも努めること。

(2) 留意事項

ア ホームページを開設し、総合的かつ最新情報を発信すること。

イ その他に指定管理者の裁量により、適宜情報発信・広報宣伝活動を行うこと。

- (例示) テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等への広告掲載
- ポスター、チラシの作成配布
- 情報誌・紙の発行配布
- 各種マスメディアへの情報提供
- 旅行代理店等への誘客活動など

ウ 県の広報媒体（県ホームページとりネット、広報課実施の広報など）を活用できること。

3 海外からの観光客への対応

海外からの観光客の誘客に努めるとともに、園内の外国語標記等を充実させること。

4 イベント業務

(1) 基本的事項

とっとり花回廊の魅力向上、利用者の満足度向上につながるイベントを効果的な時期や方法により企画・実施することにより、利用促進を図ること。

(2) 留意事項

次の事項に留意しつつ、指定管理者の自由な発想のもとにイベントを企画した上で、年間のイベント実施計画を作成し事業計画書に添付して提出するとともに、計画に沿ってイベントを実施すること。

また、実施後には実施状況を業務報告に記載し県に報告するとともに、その効果検証を行い、以後の運営改善に役立たせること。

ア 園内の花の見頃等に連動した季節イベントを実施すること。なお、実施頻度、内容等については、本仕様書別紙12「令和5年度イベント計画」と同程度以上とする。

イ 景観照明による「ムーンライトフラワーガーデン」及び冬季のフラワーイルミネーションを実施すること。なお、実施頻度、開催時間は指定管理者の裁量とする。

(参考) 令和5年度ムーンライトフラワーガーデン等開催計画

開催月	開催日数	開催時間	備考
5月	6日	午後5時～9時	5/13、14、20、21、27、28
8月	5日	午後5時～9時	8/5、6、11～13
11月	21日	午後4時30分～9時	11/10～30
12月	28日	午後4時30分～9時	12/5、12、19を除く毎日
1月	8日	午後4時30分～9時	1/1～8

ウ その他に指定管理者の裁量により、利用促進につながるイベントを適宜企画実施すること。

エ 園内の一部分において、一時的な有料イベントを開催することは可能であること。その場合、県は、当該イベントが一般の利用者の利用に支障がないか、とっとり花回廊の設置目的を逸脱していないか等について審査し、承認する。

5 レストラン・売店等の運営

(1) 基本的事項

指定管理者は、来園者へのサービス向上と施設の有効利用を図るため、既存施設を活用し、利用者へのサービスの提供を行うこと。運営は、指定管理者自身が実施するほか専門業者に委託することができることとする。

この場合においては、運営計画を事業計画書に記載するとともに、運営状況を業務報告書に記載し県に報告すること。

(2) 留意事項

ア 花と緑の施設らしいメニュー、品揃えに留意するとともに、地元産食材の利用、県特産品・地元産品・オリジナル商品の販売に努めること。

イ レストラン及びお土産・特産品ショップ（レストラン管理棟）、園芸ショップ（木の館）の運営を行うこと。

なお、レストランについては、運営形態の変更も可能であること。

ウ 喫茶店（北館）は、飲食物の販売を基本とするが、他に利用者へのサービス向上につながる有効な活用方法があれば用途の変更も可能であること。

エ その他に売店を追加設置することは可能であること。その場合、とっとり花回廊の設置目的、防災面、施設機能等を考慮した上で、必要最低限のものとする。

（現行例）ソフトクリーム等売店（フラワードーム）

オ 室内改装のほか機械器具の設置等は、県の承認を受けてから実施することとし、原則として指定管理者の負担とする。

6 自動販売機等の設置

(1) 設置の報告

自動販売機等の設置については、利用者の利便性向上の一環として指定管理者の業務範囲とするものであること。

この場合においては、指定管理者は、設置した自動販売機等の設置業者、販売物等を業務報告書に記載し、県に報告すること。

(2) 留意事項

ア 現在の設置場所及び台数は、募集要項別添資料10「自動販売機設置状況一覧」のとおりである。追加設置に当たっては、とっとり花回廊の設置目的、防災面、施設機能等を考慮した上で、必要最低限の台数を設置すること。

イ 自動販売機等の設置を他の業者へ再委託する場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。

ウ イの再委託に当たっては、書面により契約を締結すること。この場合において、契約の終期は、指定管理者の管理期間の終期を限度とすること。

7 無料シャトルバスの運行

(1) 基本的事項

とっとり花回廊へは公共交通機関が直接乗り入れていないことから、その代替手段として米子駅ととっとり花回廊とを結ぶ無料シャトルバスを運行することにより、利用者への利便提供及び利用促進を図ること。

(2) 留意事項

ア 輸送能力は、本仕様書別紙13「とっとり花回廊無料シャトルバス運行時刻表」と同程度以上とすること。

イ 乗車予想人数に応じた適正規模のバスを配車すること。

ウ 乗務員は、乗客に対してとっとり花回廊及び周辺観光について情報提供を行うこと。

8 友の会

(1) 基本的事項

とっとり花回廊を大いに利用していただくことにより、とっとり花回廊のファン・理解者を増やすこと、とっとり花回廊発展のための提言をいただくことなどを目的として、会員特典付きの「友の会」制度を創設、運営すること。

(2) 留意事項

ア 現行会員制度を参考にしつつ、サービス低下にならないよう任意の会員制度とすること。なお、現行制度と内容を変更する場合は、事業計画書に制度概要を記載すること。

(参考) 現行の年会費(一般会員)は、新規3,500円、継続3,000円。

その他の現行制度概要は、本仕様書別紙14「とっとり花回廊友の会会員特典」のとおり。

イ 指定管理期間開始後も会員有効期限が残存している現行会員については、現行会員の意向を確認の上、次期指定管理者に引き継ぐものであること。なお、引継ぎに伴う対応は、本仕様書別紙15「前納利用料への対応」のとおりとする。

9 広告事業の取扱い

(1) 指定管理者は、自主事業として実施する広告事業に当たっては、鳥取県広告事業実施要綱(平成19年2月16日付第200600171610号鳥取県総務部長通知)に基づき、適切に行うこと。

(2) 指定管理者は、広告事業を実施する場合は、「I 管理運営の基本事項」、「11 事業計画書及び報告書の提出」に基づき、あらかじめその内容(事業者、内容、期間及び料金等。以下同じ。)を明らかにするとともに、広告事業の収入を収支計画に反映させること。

(3) 指定管理者は、広告事業を実施した場合は、「I 管理運営の基本事項」、「11 事業計画書及び報告書の提出」に基づき、その内容を県に報告すること。

10 その他

(1) 上記1~8の他、利用者へのサービス提供、利用促進のための業務を適宜実施すること。なお、有料業務については、事業計画書に記載すること。その場合、県は、当該業務がとっとり花回廊の設置目的を逸脱していないか等について審査する。

(現行例) フラワートレインの運行、ギフト入園券の発売

(その他の例示) インターネットを利用した県内産花きの販売など

(2) 現指定管理者が発行済みのギフト入園券(本仕様書別紙16「ギフト入園券の取り扱いについて」のとおり)、前売り入園券への対応は、本仕様書別紙15「前納利用料への対応」のとおりとする。

11 シンボルマーク等の使用

(1) とっとり花回廊のシンボルマーク図形、施設名、マスコットキャラクター図形・名称(以下「マーク等」という。)については、県が商標登録したものを使用すること。

(2) マーク等の使用にあたっては、本仕様書別紙17「とっとり花回廊シンボルマーク等使用基準」により取り扱うものであること。

(3) マーク等の使用承認は、県がその承認事務を直接行うため、該当申請があれば速やかに県に連絡すること。

12 利用者の声の把握

(1) とっとり花回廊を利用する者の声については、アンケート等で毎月把握し、管理運営に反映するよう努めること。なお、その結果及び対応状況について、業務報告書に添付して県に提出すること。

(2) 県が自らとっとり花回廊を利用する者に対してアンケート等を行う際には、必要な協力を行うこと。

V 交流・学習に関する業務（注：Ⅱ～Ⅳとの内容重複有り）

1 他施設・他団体との交流事業

(1) オランダキューケンホフ公園との交流

オランダの世界的チューリップ公園であるキューケンホフ公園とは、平成7年度より交流を行っており、両園にお互いの園のコーナーを設置するなど交流実績を積み重ねてきている。平成22年6月に、両園を姉妹公園として友好交流に関する覚書を締結したので、引き続き密接に連絡調整を行い、交流を継続発展させること。

（覚書の内容）

両園は、とっとり花回廊内の「キューケンホフコーナー」とキューケンホフ公園内の「とっとり花回廊・コーナー」を大切に維持するとともに、姉妹公園として今後とも友好的で建設的な交流を行い、両園の発展と日蘭の更なる交流に資するものとする。

（交流実績）

ア キューケンホフ公園からのデザイン、球根提供に基づく、とっとり花回廊キューケンホフコーナーでの植栽展示

イ 両園でのお互いの園のオリジナルグッズ販売

ウ キューケンホフ公園への、とっとり花回廊職員の派遣（技術研修、とっとり花回廊コーナーの状況確認）など

(2) 淡路夢舞台公苑温室「あわじグリーン館」・牧野植物園との三園交流

兵庫県立淡路夢舞台公苑温室「あわじグリーン館」及び高知県立牧野植物園とは、平成16年度に交流提携に関する覚書を締結し、三園交流を行っているところである。今後も、花を通じたネットワークを形成し、展示、イベント、研究開発、人材育成などで協力し合うことにより、各園が充実した施設となることを目指し、交流提携を行うこと。

(3) その他の施設・団体とも、ネットワーク形成及びとっとり花回廊の充実の観点から、適宜連携、情報交換等を行うこと。

2 学習・普及啓発活動

(1) 園内外において、花と緑、自然に関する学習・普及啓発活動を行うこと。

（例示） 絵画・写真コンクールの開催、園芸教室・自然観察会の開催、小中学校体験学習の受入、県内花き生産団体による展示会への協力、出前講座の実施など

(2) 特に、木の館は「園芸体験や園芸教室の開催、県内外の園芸愛好家の交流や休憩の場所としての利用」を目的として設置したものであり、設置目的に沿った利用率向上に努めること。

3 地元自治体・地域との連携

多くの利用者の信頼、満足を得るためには、まずは足元の地域に愛される園運営に努めることが重要であることから、地域社会の一員であることを十分認識した上で、地元自治体・地域との連絡調整を図るとともに、地域振興に資する活動等に積極的に取り組むこと。

（例示） とっとり花回廊への進入路となる町道の修景への協力

地域・学校の花壇づくりへの指導・協力など

VI その他留意事項

地方自治法第244の2第10項の規定による「改善指示」及び同条第11項の規定による「指定取り消し、業務停止」の対象となる場合とは、次のような場合も該当するものであること

と。

1 本仕様書の仕様を満足しない場合

(1) 明示された管理水準を満足しない場合

(2) 業務実施方針・内容を満足しない場合

(例示)

ア 再委託業務について、監督職員が業務内容を把握しておらず、県等からの問い合わせに対し応答できない場合

イ 植栽管理について、適切な時期や方法による管理が行われず、病害虫の蔓延、植物の日焼けや枯れ、樹形の乱れ、生育障害などが見られる場合

ウ 施設管理について、「安全・快適利用、機能発揮・維持」の観点に欠け、事故・故障発生後の事後処理ケースが多い場合

エ 利用促進が図られず、入園者数が過去の実績に比し外的要因もなく著しく減少傾向にある場合

オ 利用者からの苦情、不満が頻繁に寄せられる場合

2 事業計画書に記載された内容を満足しない場合

3 県が設置する、学識経験者等の委員で構成する農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会において、事業報告書、利用者アンケート調査結果等を基に事業実績を評価した結果、適切に業務が実施されていないと判定され、その不適切事項が改善されない場合

- 別紙 1 令和5年度花壇苗植え替え計画
- 別紙 2 鳥取県立とっとり花回廊マツクイムシ対策業務仕様書
- 別紙 3 定期清掃仕様書
- 別紙 4 電気設備仕様書
- 別紙 5 消防設備等保守点検仕様書
- 別紙 6 造園工区機械設備保守点検仕様書
- 別紙 7 空調機器保守点検仕様書
- 別紙 8 自動制御機器保守点検仕様書
- 別紙 9 自動扉開閉装置保守点検仕様書
- 別紙 10 栽培温室保守点検仕様書
- 別紙 11 リース物件一覧
- 別紙 12 令和5年度イベント計画
- 別紙 13 無料シャトルバス運行時刻表(案)
- 別紙 14 とっとり花回廊友の会会員特典
- 別紙 15 前納利用料への対応
- 別紙 16 ギフト入園券の取り扱いについて
- 別紙 17 とっとり花回廊シンボルマーク等使用基準

別表「県貸付物品一覧」

別紙1 令和5年度植替花壇植栽計画

花壇	GW		盆									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
門の外	リビングストーンデージー	インパチェンス			サルビア		パンジー		リビングストーンデージー			
門の内	パンジー	メランポジウム			サルビア		パンジー					
スロープ	パンジー	キンギョソウ		ジニア		パンジー						
三角	パンジー	キンギョソウ、サルビア		ケイトウ、ダイアンサス、ケイトウ		サルビア		パンジー				
門柱	パンジー	キンギョソウ・メランポジウム		アンゲロニア		パンジー						
プロムナード橋側	マルチコーレ										マルチコーレ	
西館側	ネモフィラ・デージー	キンギョソウ、サルビア、ミムラス		ケイトウ、ダイアンサス、ケイトウ		サルビア		ハボタン・パンジー			ネモフィラ・デージー	
レストラン横	デルフィニューム										デルフィニューム	
坂道	パンジー	デージー		ダリア		パンジー						
水上花壇	パンジー	リビングストーンデージー	ベゴニア・ヒマワリ		ジニア		パンジー			リビングストーンデージー		
周辺	パンジー	デージー		ダリア		パンジー						
中央	チューリップ・パンジー	サルビア		ダイアンサス			パンジー					
花	チューリップ・パンジー	パーベナ		ベゴニア			パンジー					
葉	パンジー						パンジー					
五大陸	パンジー	パーベナ		アンゲロニア			パンジー					
月	チューリップ・パンジー	パーベナ		アンゲロニア			パンジー					
樹林下	チューリップ・パンジー	インパチェンス		コスモス			パンジー					
東ビスタ	チューリップ・パンジー	インパチェンス		コスモス			パンジー					
ヨーロッパ	チューリップ	ネメシア		ダイアンサス		キバナコスモス		パンジー				
南ビスタ	パンジー	フロックス			マツバボタン			デージー				
ドーム周辺	パンジー	デルフィニューム	キンギョソウ		ダリア			パンジー				
花の谷	チューリップ・パンジー	サンパチェンス・ベゴニアビッグ			パンジー							
小川	ムスカリ	アンゲロニア					ムスカリ球根					
ピロポロ	パンジー	マリーゴールド		キバナコスモス			パンジー					
丘	パンジー	ポピー	マリーゴールド・緑肥ヒマワリ		サルビア スプレンドゥス			パンジー				
第2丘(東裏)	ポピー	緑肥ヒマワリ		緑肥ヒマワリ			パンジー					
霧外	パンジー	ベゴニアワッパー		ヒポエステス			パンジー					
霧内・ヨーロッパ	パンジー	ベゴニアドラゴン					パンジー					
テラス企画	チューリップまつり	ばらまつり・ゆりまつり・クレマチス展		サマーフェスタ		オータムフェスタ		フラワーイルミネーション		ビオラ展・クリスマスローズ展	らんまつり	
	チューリップ・パンジー・ムスカリ	バラ・ユリ・クレマチス		ヒマワリ		コスモス・キクのトピアリー		パンジー・ビオラ				

(別紙2) 鳥取県立とっとり花回廊マツクイムシ対策業務仕様書

- 1 業務名 鳥取県立とっとり花回廊マツクイムシ対策業務（以下「本業務」という。）
- 2 業務場所 西伯郡南部町鶴田
- 3 業務期間 契約締結日から令和●年●月●日まで

4 業務内容

鳥取県立とっとり花回廊（以下「花回廊」という。）の開園区域内に生育する健全松（赤松）のマツクイムシ防除のため、薬剤の樹幹注入作業〔樹幹注入●本〕を行う。作業場所については、別図「対象木園内位置図」のとおりとする。

なお、本業務に従事する作業員は、マツクイムシ防除処理に当たり、必要な知識及び技術を習得した者とする。

(1) 使用薬剤

農薬登録を受けた薬剤とし、現地作業に先立ち、発注者に「使用承諾願」を提出し承諾を得ること。

なお、標準的な薬剤、使用量については次のとおりとする。

ア 薬剤：薬効期間6年以上の薬剤

イ 使用量：農薬登録票に記載された適用病害虫の範囲及び使用方法によるものとする。

(2) 作業計画書の作成及び花回廊との打合わせ

ア 作業計画書の作成に当たっては、花回廊と協議すること。

イ 花回廊との協議後、発注者に作業計画書を1部提出すること。

ウ 作業日の開始時及び終了時には、花回廊に連絡すること。

(3) 作業要領

ア 薬剤の樹幹注入作業の施工は令和●年12月1日から令和●年2月末日までに行うこと。

イ 樹脂流出に異常のある松や、被害発生後で枝葉が変色しているなど施工に適さない松には使用しないこと。

ウ 薬剤注入箇所は、別図「対象木園内位置図」を参照とすること。に基づいて注入すること。

エ 薬剤注入量は、胸高直径を測定し、使用する薬剤の規定量に基づいて注入すること。

オ 施工箇所、注入孔数は、薬剤が入りやすく、木の組織に損傷を与えない箇所を選び、注入孔の径、深さは薬剤の取扱仕様に基つき適正にせん孔すること。

カ 注入中は、作業員以外の者が薬剤に触れないように十分注意して行うこと。

キ 注入の終了した孔は、癒合剤等を充填し、雨水、雑菌等が侵入しないよう処置すること。

ク 注入終了後の薬剤の空容器等は、施工量を確認のうえ速やかに回収し、受注者が責任を持って産業廃棄物として適正に処理すること。

(4) 保安措置

ア 現地作業に当たっては、必要な保護具を着用すること。

イ 現地作業中は、受注者で用意した防除作業中であることを記した杉製の立て看板を1箇所設置し、注意を喚起すること。

(5) 駆除済みの証

受注者は、樹幹注入が終了した主幹部に一連番号をナンバーテープ等使用して明示すること。

(6) 管理

ア 今回の施工対象木について、樹幹注入作業に先立ち別紙により現状確認を行い、施工対象木の胸高直径、注入（施工）穴数及び必要となる薬材量等を、令和●年10月末日までに発注者へ報告すること。

また、樹幹注入作業終了後には対象木番号が識別できる状況にすること。

- イ 使用する薬剤等の納入状況及び使用済み薬剤等の状況が確認できる写真を撮影すること。
- ウ 施工対象木のうち 30 本を無作為に抽出し、対象木番号が判別できる状態で、樹幹注入の一連の作業状況（胸高直径計測、穴あけ、注入状況、注入孔充てん状況、注入孔充てん後）が確認できる写真を撮影すること。
- エ その他発注者が指示する状況等の写真を撮影し、管理資料を作成すること。

5 業務完了報告書

(1) 提出物

次の項目の資料を添付した業務完了報告書（以下「業務完了報告書」という。）を 1 部提出すること。

ア 施工対象木ごとに対象木番号、胸高直径及び薬剤使用量等が記載された樹幹注入作業実績表

イ 4 の（6）のイからエまでに基づき撮影した写真

ウ 4 の（6）のエに基づき取りまとめた書類

(2) 提出期限 令和●年●月●日（●）

(3) 提出場所 鳥取県立とっとり花回廊

6 業務完了報告及び検査

受注者は、本業務を完了したときは、5 に示すとおり業務完了報告書を提出し、発注者の検査を受けるものとする。

7 その他

(1) 作業の留意点

ア 本業務は花回廊の開園期間中の作業となることから、花回廊の管理運営に支障のないように作業を進めなければならない。

また、特に来園者の安全及び来園者への接遇には十分注意すること。

イ 農薬の使用に当たっては、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 12 条に定める農薬を使用する者が遵守すべき基準を遵守して作業を行うこと。

(2) 別紙に示す松本数及び薬剤量について、4 の（6）のアに基づく現地作業前の確認により数量に変更が生じたときは、当該数量を変更することがある。この場合における数量の変更については、発注者と受注者が協議の上、変更契約で対応するものとする。

(3) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の 50 パーセントを越える場合

(イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。

(4) 発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(5) この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(6) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

(別紙3) 清掃仕様書

1 常時清掃

区分	対象	材質	仕様	回数
フラワードーム	研修室、実習室、エレベーター、地階廊下	Pタイル	掃き拭き	1回/日
	来園者トイレ	タイル	掃き拭き・洗浄	
西館	券売所、職員控室、授乳室、救護室	Pタイル	掃き拭き	
	1階ホール、階段室、2階ホール	タイル、木、レンガ	掃き拭き	
	来園者トイレ	タイル	掃き拭き・洗浄	
	エレベーター	Pタイル	掃き拭き	
北館	1階ホール、階段室	タイル、木	掃き拭き	
	来園者トイレ	タイル	掃き拭き・洗浄	
	2階ホール、エレベーター	木、Pタイル	掃き拭き	
	3階階段ホール	木	掃き拭き	
	シアター	カーペット	掃き拭き	
東館	第1、3展示室、風除室	木	掃き拭き	
	来園者トイレ	タイル	掃き拭き・洗浄	
南館	1階ホール、2階ホール、スロープ、階段室	コンクリート、木	掃き拭き	
	来園者トイレ	タイル	掃き拭き・洗浄	
	エレベーター	Pタイル	掃き拭き	
レストラン・管理棟	園長室、応接室、事務室、会議室	カーペット	掃き拭き	
	廊下、ロッカー室、土産物売店	Pタイル	掃き拭き	
	土産売店、売店ホール	タイル	掃き拭き	
	来園者トイレ、職員トイレ	タイル	掃き拭き・洗浄	
木の館	園芸売店、体験工房、バス待合室	コンクリート	掃き拭き	
峠の茶屋	来園者トイレ	タイル	掃き拭き・洗浄	
	休憩室	タイル	掃き拭き	
ピクニックコーナー		コンクリート	掃き拭き	
杉の館		コンクリート	掃き拭き	
外部トイレ		タイル	掃き拭き・洗浄	
内部トイレ				
花卉センター	廊下	Pタイル	掃き拭き	
	職員トイレ	タイル	掃き拭き・洗浄	
屋外	園内及び駐車場等の園外	-	ゴミ拾い	
屋外	喫煙所(外部トイレ横)	-	灰皿清掃	

※各建物階段等にある手すりは1日1回拭き掃除を行っている。

※トイレは便器・洗面台等〔洗浄・拭き〕、床面〔掃き(外部トイレは洗浄)拭き〕、汚物類〔収集・処理〕、トイレットペーパー・洗剤等〔補充〕

※各建物に設置しているゴミ箱のゴミは適宜回収すること。

2 定期清掃

床清掃

区分	対象	材質	仕様	回数	実施月
フラワードーム	研修室、実習室、エレベーター、地階廊下	Pタイル	ワックス	4回/年	6・9
	来園者トイレ	タイル	洗浄		11・3
西館	券売所、職員控室、授乳室、救護室	Pタイル	ワックス	2回/年	6・12
	1階ホール、来園者トイレ、階段室、2階ホール	タイル、木、レンガ	洗浄	4回/年	6・9
	エレベーター	Pタイル	ワックス		11・3
北館	1階ホール、来園者トイレ、階段室	タイル、木	洗浄	4回/年	6・9
	2階ホール、エレベーター	木、Pタイル	ワックス		11・3
	3階階段ホール	木	洗浄		
	シアター	カーペット	洗浄	1回/年	12
	4階ホール、展望休憩所	木	洗浄	4回/年	6・9・11・3
東館	第1、3展示室、風除室	木	洗浄	4回/年	6・9
	来園者トイレ	タイル	洗浄		11・3

南館	1階ホール、2階ホール、スロープ、階段室	コンクリート、木	洗浄	4回/年	6・9
	エレベーター	Pタイル	ワックス		11・3
レストラン・管理棟	園長室、応接室、事務室、会議室	カーペット	洗浄	1回/年	12
	廊下、ロッカー室、宿直室、土産物売店	Pタイル	ワックス	4回/年	6・9
	来園者トイレ、職員トイレ、土産売店、売店ホール	タイル	洗浄		11・3
	レストラン	木	ワックス	4回/年	6・9・11・3
木の館	園芸売店、体験工房、バス待合室、屋外スペース	コンクリート	洗浄	4回/年	6・9 11・3
峠の茶屋	来園者トイレ	タイル	洗浄	4回/年	6・9・12・3
ピクニックコーナー		アスファルト	洗浄	4回/年	6・9・12・3
杉の館		アスファルト	洗浄	4回/年	6・9・12・3
外部トイレ		タイル	洗浄	12回/年	毎月
内部トイレ					
花卉センター	事務室、会議室、図書試験室、職員控え室、わかとり分場、廊下、職員トイレ	Pタイル	ワックス	4回/年	6・9 11・3
共通		足拭きマット	交換	1回/2週	

ガラス清掃

区分	対象	回数	実施月
展望・直線回廊、プロムナード橋	ガラス受金具磨き	4回/年	6・9・12・3
		1回/年	9
フラワードーム	1階風除室、地階等の自動ドア部、手摺りガラス等	4回/年	6・9・12・3
	ドーム部分（高さ6mの範囲）	1回/年	2
西館	1階ホール、2階ホール、券売所等	4回/年	6・9・12・3
北館	1階ホール、2階ホール、4階ホール、展望休憩所等	4回/年	6・9・12・3
東館	風除室、第1展示室等	4回/年	6・9・12・3
南館	1階ホール、2階ホール等	4回/年	6・9・12・3
	ドーム部分（高さ5mの範囲）	1回/年	2
レストラン・管理棟	職員専用エリア（園長室、応接室、事務室、会議室、トイレ等）	2回/年	9・3
	来園者エリア（土産物、土産売店、売店ホール、レストラン等）	4回/年	6・9・12・3
木の館	園芸ショップ、体験工房、バス待合室、倉庫等	4回/年	6・9・12・3
峠の茶屋		2回/年	9・3
花きセンター	事務室、会議室等	2回/年	9・3

※記載されている回数・実施月は令和4年度のものである。

(別紙4) 電気設備仕様書

区分	定 義	周 期	摘 要
月次点検	<ul style="list-style-type: none"> ○検査条件 <ul style="list-style-type: none"> ・電気設備の使用状態において、 ・特別の防護措置の必要なく容易に到達できる範囲内から、 ○検査内容 <ul style="list-style-type: none"> ・電気工作物の劣化、損耗及び運転状態を ○検査手法 <ul style="list-style-type: none"> ・「目で見える」「音を聴く」「臭いを嗅ぐ」等により、 ・設備の外観上の異常の有無を調査する。 	毎月1回	
年次点検	<ul style="list-style-type: none"> ○検査条件 <ul style="list-style-type: none"> ・電気設備の運転を停止して、 ・主として月次点検で実施できない ○検査内容 <ul style="list-style-type: none"> ・電気工作物の劣化、損耗について ○検査手法 <ul style="list-style-type: none"> ・「目で見える」「手を触れる」「臭いを嗅ぐ」等により ・設備の外観上の異常の有無を調査するほか、 ・測定、試験を行い異常の有無を調査する。 	毎年1回	月次点検も併せて実施
臨時点検	<ul style="list-style-type: none"> ○検査条件 <ul style="list-style-type: none"> ・電気工作物の外観及び測定・試験記録値の経年変化等に著しい徴候が見受けられたとき、 ・若しくは同類の機器等に欠かん等の異常が発生したとき、 ・あるいは異常気象時（暴風、豪雨、洪水、豪雪等）及び災害時（火災、地震等）等の前後に、 ○検査手法 <ul style="list-style-type: none"> ・計画若しくは計画以外に点検・測定及び試験等を行い異常の有無を調査する。 	必要の都度	

1 月次点検

点検対象			点検ポイント	点検対象		点検ポイント		
受電設備・構内電線路	引込線等 母線 構内電線路	電線	損傷, たるみ 離隔距離, 高さ	受電設備・構内電線路	受・配電盤等 (計器, P L, A S, V S, C B, K S, 配線 等)		損傷, 汚損, 過熱 変色, ゆるみ	
		ケーブル	端末損傷, 亀裂 遮へい層の接地		継電器等	OCR	損傷, 変色, さび 可動部の動き 接点, 動作特性	
		電柱 腕金、がいし 支線 キャビネット等	かたむき, 地際 腐食 バインド不良 亀裂, 損傷, ゆるみ			GR, DGR	損傷, さび 動作特性	
			その他			動作特性		
	遮断装置 及び 開閉器類	断路器	損傷, 過熱, 汚損 ゆるみ, 接触不良 操作状態		危険標識等 (危険標識, 柵, 施錠等)		危険箇所 破損, 腐食	
		遮断器	損傷, 過熱, 汚損 接点摩耗, ゆるみ 注油, 操作状態 動作試験		受電室 (キュービクル含む)等		雨漏り, 点検困難 穴, 隙間等	
		電力ヒューズ等	損傷, 過熱, 汚損 さび, ゆるみ 操作状態, 予備品		接地装置	接地線 端子箱等	接地線の断線 はずれ 接地抵抗値	
		高圧開閉器	損傷, さび, 汚損 操作状況, ゆるみ 制御線の絶縁 抵抗値, 動作試験		非常用 予備発電装 置	原動機, 始 動装置, 制 御盤	損傷, 変色, さび 可動部の動き 接点, 動作特性	
	計器用 変成器等	取引用変 成器	損傷, 汚損		非常用 予備蓄電池 装置	接地装置	接地線の断線 はずれ	
		零相 変流器	トラッキング, 汚損 変色, 亀裂, 損傷 ゆるみ			非常用予備蓄電池 装置		変色, 損傷, 亀裂 比重, 電圧, 液量
		計器用 変圧器	トラッキング, 汚損 変色, 亀裂, 損傷 ゆるみ		電気使 用場 所 の 設 備	分電盤, 制御盤, 操作盤 遮断器, 開閉器等		変色, 損傷, ゆるみ
		計器用 変流器	トラッキング, 汚損 変色, 亀裂, 損傷 ゆるみ			配線, 移動電線等 (支持物, ジョイント ボックス等含む)		変色, 損傷, ゆるみ
	高圧機器	変圧器	損傷, 亀裂, 変色 過熱, 漏油, 汚損 吸湿呼吸器, ゆるみ			機 器	照明器具	変色, 損傷, ゆるみ
		高圧進相 コンデンサ	損傷, 亀裂, 変色 過熱, 漏れ, 汚損 ゆるみ, ふくらみ		電動機		変色, 損傷, ゆるみ	
		避雷器	損傷, ゆるみ 接地線の状態		電熱装置		変色, 損傷, ゆるみ	
	その他			変色, 損傷, ゆるみ				
			危険標識等 (危険標識, 柵, 施錠等)		不安全箇所 破損, 腐食			
			接地装置	接地線 端子箱等	接地線の断線 はずれ 接地抵抗値			

2 年次点検

点検対象			点検ポイント	点検対象		点検ポイント		
受電設備・構内電線路	引込線等 母線 構内電線路	電線	損傷, たるみ 離隔距離, 高さ	受電設備・構内電線路	受・配電盤等 (計器, P L, A S, V S, C B, K S, 配線 等)		損傷, 汚損, 過熱 変色, ゆるみ	
		ケーブル	端末損傷, 亀裂 遮へい層の接地		継電器等	OCR	損傷, 変色, さび 可動部の動き 接点, 動作特性	
		電柱 腕金、がいし 支線 キャビネット等	かたむき, 地際 腐食 バインド不良 亀裂, 損傷, ゆるみ			GR, DGR	損傷, さび 動作特性	
			その他			動作特性		
	遮断装置 及び 開閉器類	断路器	損傷, 過熱, 汚損 ゆるみ, 接触不良 操作状態	危険標識等 (危険標識, 柵, 施錠等)	危険箇所 破損, 腐食			
		遮断器	損傷, 過熱, 汚損 接点摩耗, ゆるみ 注油, 操作状態 動作試験		受電室 (キュービクル含む)等		雨漏り, 点検困難 穴, 隙間等	
		電力ヒューズ等	損傷, 過熱, 汚損 さび, ゆるみ 操作状態, 予備品		接地装置	接地線 端子箱等	接地線の断線 はずれ 接地抵抗値	
		高圧開閉器	損傷, さび, 汚損 操作状況, ゆるみ 制御線の絶縁 抵抗値, 動作試験		非常用 予備発電装 置	原動機, 始 動装置, 制 御盤	損傷, 変色, さび 可動部の動き 接点, 動作特性	
	計器用 変成器等	取引用変 成器	損傷, 汚損	非常用 発電装 置	接地装置	接地線の断線 はずれ		
		零相 変流器	トラッキング, 汚損 変色, 亀裂, 損傷 ゆるみ		非常用予備蓄電池 装置		変色, 損傷, 亀裂 比重, 電圧, 液量	
		計器用 変圧器	トラッキング, 汚損 変色, 亀裂, 損傷 ゆるみ		電気使 用場 所 の 設 備		分電盤, 制御盤, 操作盤 遮断器, 開閉器等	変色, 損傷, ゆるみ
		計器用 変流器	トラッキング, 汚損 変色, 亀裂, 損傷 ゆるみ		配線, 移動電線等 (支持物, ジョイント ボックス等含む)		変色, 損傷, ゆるみ	
	高圧機器	変圧器	損傷, 亀裂, 変色 過熱, 漏油, 汚損 吸湿呼吸器, ゆるみ	機 器	照明器具	変色, 損傷, ゆるみ		
		高圧進相 コンデンサ	損傷, 亀裂, 変色 過熱, 漏れ, 汚損 ゆるみ, ふくらみ		電動機	変色, 損傷, ゆるみ		
		避雷器	損傷, ゆるみ 接地線の状態		電熱装置	変色, 損傷, ゆるみ		
					その他	変色, 損傷, ゆるみ		
			危険標識等 (危険標識, 柵, 施錠等)		不安全箇所 破損, 腐食			
			接地装置	接地線 端子箱等	接地線の断線 はずれ 接地抵抗値			

3 臨時点検

点 検 箇 所		実 施 項 目	摘 要
電気設備全般		外部点検	異常気象時及び災害時に被害の把握を重点に実施する。
保安装置		継電器動作特性試験 遮断装置結合動作試験	外部点検の結果、機器等に欠陥があると想定されるとき実施する。
受配電盤		計器校正試験	誤差が大きく校正試験が必要なとき実施する。
高圧機器の絶縁油 (変圧器等)		絶縁油点検	過負荷、短絡等の実績があり点検を必要するとき実施する。
		絶縁油の絶縁耐力及び 酸価試験	絶縁点検の結果により実施する。
非電 常源 用装 予置 備	発電装置	制御装置試験 (シーケンス試験)	外部点検の結果、機器等に欠陥があると想定されるとき実施する。
	蓄電池装置	セル電圧、液比重、液温 の測定	異常気象時及び災害時に被害の把握を重点に実施する。
高圧遮断器 高圧開閉器		内部点検	異常気象時及び災害時に被害の把握を重点に実施する。

4 その他の点検・試験項目等 (中国電気保安協会以外の電気工事業者等に再委託)

実 施 項 目	摘 要
漏電火災警報器、昇降設備等の点検及び試験	主開閉器から各機器の電源側電路までの絶縁抵抗測定(実施可能なものに限る。)以外のもの 法令による特定の資格を有するもの 取扱いに高度の専門技術を要するもの
移動して使用する電気機器及びこれに付随する電線の点検及び試験	常時電路に接続して使用されるもの及び点検時現場に置かれているもの以外のもの
密閉防爆形機器等の点検及び試験	構造上点検できない機器の外部点検及び絶縁抵抗測定以外のもの
消防法で定める負荷試験等点検及び試験	非常用予備発電装置の外部点検、起動停止試験、外部精密点検、絶縁抵抗測定制御装置試験以外の点検及び試験
有毒ガス発生箇所及び酸素欠乏場所に設置された機器、配線等	

(別紙5) 消防設備等保守点検仕様書

1 点検内容
消防用設備等の機能保全のため、消防法第17条3の3による点検及び保守等を行う。

2 点検対象設備

(1) 自動火災報知設備

機器名 (項目)		数量
受信機	10回線以下	1
	11回線以上	7
表示器	10回線以下	6
	11回線以上	3
炎感知器		1
差動式スポット感知器		28
定温式スポット感知器		43
煙感知器 (2種、3種)		151
発信器P型 (1級、2級)		27
消火栓起動装置		2
常用電源 (交流)		1
予備又は非常電源 (蓄電池設備)		1
防火戸自閉装置		1
シャッター自閉装置		7
電子ブザー		2

(2) 非常用放送設備

機器名 (項目)		数量
増幅器操作部	出力 200W以下	1
	出力 201W以上	6
	スピーカー回線 10回線以下	1
	〃 11回線以上	4
	自動火災報知設備の連動	1
	作動試験	1
遠隔操作器 (1台毎)		2
スピーカー回線	スピーカー1台毎	158
	音量調整器1台毎	3
常用電源		1
非常電源		1
電源カトリレー		3

(3) 屋内・屋外消火栓

機器名 (項目)	数量
加圧送水装置 (ポンプ・モーターエンジン)	2
操作盤	2
消火栓 (屋内)	10
表示灯	11
表示盤	2
呼水装置	2
放水装置	2
移動式粉末消火装置	1

(4) その他

設備等の種類	機器名 (項目)	数量
消火器	粉末消火器 (加圧式)	57
避難器具	昇降機	1
誘導灯及び誘導標識	誘導灯	136
非常電源設備	自家発電設備	1
	蓄電池設備	1

(別紙6) 造園工区機械設備保守点検仕様書

<造園1工区>

名 称	仕 様	数量	1回/年	2回/年
1 水上花壇池、滝				
制御盤 (P L - 1)		1基	○	
生物濾過ポンプ	自吸式ポンプ2.2kw	2台	○	
逆洗ポンプ	自吸式ポンプ1.5kw	1台	○	
滝ポンプ	自吸式ポンプ11kw	2台	○	
機械室排水ポンプ	汚水水中ポンプ0.4kw	2台	○	
逆洗水槽排水ポンプ	汚水水中ポンプ0.4kw	2台	○	
濾過設備	砂濾過式	1台	○	
池バラタン排水ポンプ	汚水水中ポンプ1.5kw	2台	○	
滝バラタン排水ポンプ	汚水水中ポンプ1.5kw	2台	○	
付帯機器		1式	○	
2 花の谷の流れ				
制御盤 (P L - 18)		1基	○	
流れ圧送ポンプ	汚水水中ポンプ11kw	2台	○	
流入槽排水ポンプ	汚水水中ポンプ1.5kw	2台	○	
バラタン排水ポンプ	汚水水中ポンプ1.5kw	2台	○	
付帯機器		1式	○	
フロートレススイッチ		1式	○	
3 汚水中継槽				
制御盤		2基	○	
No.37中継ポンプ	汚水水中ポンプ3.7kw	2台	○	
No.38中継ポンプ	汚水水中ポンプ3.7kw	2台	○	
付帯機器		2式	○	

<造園2工区>

名 称	仕 様	数量	1回/年	2回/年
1 第1原水井戸				
制御盤		1基		○
深井戸ポンプ	水中多段タービンポンプ11kw	1台		○
付帯機器		1式		○
2 第1原水槽				
制御盤 (P L - 9)		1基		○
散水移送ポンプ	汚水水中ポンプ0.75kw	2台	○	
原水槽排水ポンプ	汚水水中ポンプ0.75kw	2台	○	
散水槽排水ポンプ	汚水水中ポンプ0.75kw	1台	○	
原水ポンプ	自吸式ポンプ3.7kw	2台		○
機械室排水ポンプ	汚水水中ポンプ0.4kw	1台	○	
散水ポンプユニット		1式		○
散水ポンプ	自吸式ポンプ5.5kw	2台		○
圧力タンク		1個		○
付帯機器		1式		○

名 称	仕 様	数量	1回／年	2回／年
3 オーバーヘッド滝				
制御盤 (P L - 5)		1 式	○	
滝ポンプ	自吸式ポンプ11kw	2 台	○	
濾過設備	砂濾過式	1 台	○	
浄化ポンプ	自吸式ポンプ2.2kw	1 台	○	
生物浄化ポンプ	汚水水中ポンプ3.7kw	2 台	○	
滝用バラタン排水ポンプ	汚水水中ポンプ0.75kw	2 台	○	
魚用バラタン排水ポンプ	汚水水中ポンプ0.75kw	2 台	○	
逆洗水槽排水ポンプ	汚水水中ポンプ0.75kw	2 台	○	
機械室排水ポンプ	汚水水中ポンプ0.4kw	1 台	○	
魚池滝ポンプ	自吸式ポンプ3.7kw	1 台	○	
付帯機器		1 式	○	
フロートレススイッチ		1 式	○	
4 整形庭園				
制御盤 (P L - 6)		1 基	○	
噴水ポンプ	自吸式ポンプ5.5kw	1 台	○	
噴水ポンプ	自吸式ポンプ0.4kw	1 台	○	
睡蓮池ポンプ (南北)	自吸式ポンプ1.5kw	2 台	○	
噴水濾過設備	砂濾過式	1 台	○	
睡蓮池濾過設備	砂濾過式	2 台	○	
噴水バラタン排水ポンプ	汚水水中ポンプ0.4kw	1 台	○	
睡蓮池バラタン排水ポンプ	汚水水中ポンプ0.4kw	2 台	○	
機械室排水ポンプ	汚水水中ポンプ0.4kw	1 台	○	
逆洗水槽排水ポンプ	汚水水中ポンプ0.4kw	2 台	○	
機械室排水ポンプ	汚水水中ポンプ0.4kw	1 台	○	
付帯機器		1 式	○	
5 汚水中継槽				
制御盤		1 基	○	
No.5 4 中継ポンプ	汚水水中ポンプ3.7kw	2 台	○	
付帯機器		1 式	○	

< 第3工区 >

名 称	仕 様	数量	1回／年	2回／年
1 第2原水井戸				
制御盤		1 基		○
深井戸ポンプ	水中多段タービンポンプ15kw	1 台		○
付帯設備		1 式		○
2 第2原水槽				
制御盤		1 基		○
散水ポンプユニット		1 式		○
散水ポンプ	自吸式ポンプ5.5kw	2 台		○
圧力タンク		1 個		○
原水ポンプ	自吸式ポンプ5.5kw	2 台		○
散水移送ポンプ	汚水水中ポンプ0.75kw	2 台	○	
原水槽排水ポンプ	汚水水中ポンプ0.75kw	2 台	○	
散水槽排水ポンプ	汚水水中ポンプ0.75kw	1 台	○	
機械室排水ポンプ	汚水水中ポンプ0.4kw	1 台	○	
付帯設備		1 式	○	

名 称	仕 様	数量	1回/年	2回/年
3 受水槽				
薬注装置	オーヤックス残留塩素自動注入機	1 式		○
4 送水圧力ポンプ				
ポンプユニット		2 基		○
管理棟系統	吐出圧力一定台数制御5.5kw	5 台		○
圧力タンク		1 個		○
花卉センター系統	吐出圧力一定台数制御5.5kw	1 台		○
圧力タンク		1 個		○
機械室内排水ポンプ	汚水水中ポンプ0.4kw	1 台	○	
5 入口噴水装置			○	
制御盤		1 基	○	
インジェクター噴水ポンプ	自吸式ポンプ7.5kw	1 台	○	
冠噴水ポンプ	自吸式ポンプ11kw	1 台	○	
機械室排水ポンプ	汚水水中ポンプ0.25kw	2 台	○	
バラタン排水ポンプ	汚水水中ポンプ0.75kw	2 台	○	
逆洗水槽排水ポンプ	汚水水中ポンプ0.25kw	2 台	○	
濾過設備	砂濾過式	1 式	○	

<第4工区>

名 称	仕 様	数量	1回/年	2回/年
1 ふなっこ池流れ				
制御盤		1 基	○	
流れ圧送ポンプ	汚水水中ポンプ11kw	2 台	○	
ポンプピット排水ポンプ	汚水水中ポンプ1.5kw	4 台	○	
圧送ポンプ	汚水水中ポンプ1.5kw	1 台	○	
付帯設備		1 式	○	
2 流れ中継ポンプ				
制御盤		1 基	○	
流れ中継圧送ポンプ	汚水水中ポンプ7kw	2 台	○	
3 五大陸展示噴水花壇噴水				
制御盤		1 式	○	
周囲噴霧高圧ポンプ	プランジャーポンプ2.2kw	1 台	○	
中央噴霧高圧ポンプ	プランジャーポンプ1.5kw	1 台	○	
加圧ポンプ	自吸式ポンプ0.4kw	1 台	○	
機械室排水ポンプ	汚水水中ポンプ0.4kw	1 台	○	
ジェット噴水ポンプ	渦巻きポンプ0.4kw	1 台	○	
高圧霧ノズル		1 式	○	
ジェットノズル		1 式	○	
筒フィルター		1 式	○	
給水電磁弁		1 式	○	
制御用電磁弁		1 式	○	
受水槽		1 基	○	
配管・弁類		1 式	○	

◆点検内容

【ポンプ】

絶縁測定、運転状態チェック、外観・異音チェック、摩耗部品の点検、注油ポンプ油量及び動作確認

【制御盤】

外観目視点検、表示灯（球切れ・故障表示）、電流計指示、スイッチ、リレー、配線接続状況（端子増締め）、タイマーの作動点検

【配管、弁類（電磁弁含む）】

外観目視点検、漏水、各部の緩み点検、動作点検、フィルター清掃

【ノズル及びヘッダー管】

外観目視点検、詰まり、内部フィルター点検清掃交換、噴霧状態点検調整

点検の結果、不具合、故障状態のあった場合は、速やかに適切な処置をとる。
上記の点検結果を記録し、保管すること。

(別紙 7) 空調機器保守点検仕様書

設備名		内容	頻度
【真空式温水機関係】			
真空式温水ボイラー		①機器関係の点検・調整、②燃焼系統の点検・調整、③インターロックテスト・調整、④安全装置の点検・調整、⑤容量コントロールの点検・調整、⑥真空引き・真空確認、⑦各部総合点検及び状態確認	暖房シーズン前 1回/年
		①機器関係の点検・調整、②燃焼関係の点検・調整、③安全装置の点検・調整、④容量コントロールの点検・調整、⑤各部総合点検、⑦大気汚染防止法に係る煤煙測定	暖房シーズン中 1回/年
		①機器関係の点検、②燃焼配管系の漏れ点検、③煙管掃除	運転休止中 1回/年
温水1次・2次ポンプ、 オイルポンプ	ポンプ本体機器	①軸封部水漏点検、②外観点検、③振動異常音点検、④軸芯点検、⑤軸受オイル点検	暖房シーズン前・中 2回/年
	付属品	①圧力計点検	
	モーター	①軸受異常音点検、②絶縁測定、③外観点検	
	制御盤	①電磁接触器接点点検、②外観点検、③電流点検、④表示灯点検、⑤電圧点検、⑥サーマル設定値点検	
	運転制御	①手動運転点検、②警報表示点検、③液面点検	
【吸収式冷温水機関係】			
吸収式冷温水機		①冷房・暖房切替え作業、②機器関係の点検・調整、③燃焼関係の点検・調整、④インターロックテスト・調整、⑤安全装置の点検・調整、⑥容量コントロールの点検・調整、⑦真空引き・真空確認、⑧各部総合点検及び状態確認	冷暖房シーズン前 2回/年
		①機器関係の点検・調整、②燃焼系統の点検・調整、③安全装置の点検・調整、④容量コントロールの点検・調整、⑤各部総合点検	冷暖房シーズン中 2回/年
		①機器関係の点検、②燃焼配管系の漏れ点検、③煙管掃除	運転休止中 1回/年
		①冷却水系伝熱管の簡易薬洗	冷房シーズン前 1回/年
		①冷却水水質の点検、②吸収液の分析及びインヒビターの補充	冷房シーズン中 1回/年
冷却塔		①冷却塔内部水張り及び水抜、②冷却塔内部清掃、③ストレーナ清掃、④Vベルト張り点検、⑤電動機電流・絶縁抵抗の測定、⑥電動機及び軸受グリスアップ	水張り時・水抜時 2回/年
冷温水1次・2次ポンプ	ポンプ本体機器	①軸封部水漏点検、②外観点検、③振動異常音点検、④軸芯点検、⑤軸受オイル点検	冷暖房シーズン前・中 4回/年
	付属品	①圧力計点検	
	モーター	①軸受異常音点検、②絶縁測定、③外観点検	
	制御盤	①電磁接触器接点点検、②外観点検、③電流点検、④表示灯点検、⑤電圧点検、⑥サーマル設定値点検	
	運転制御	①手動運転点検、②警報表示点検、③液面点検	
【各機器】			
空調・外調機		①エアフィルター点検清掃、②運転確認、温度測定ほか、③加湿器作動確認、④Vベルト張り点検調整	冷暖房シーズン前 2回/年
ファンコイルユニット		①エアフィルター点検清掃、②運転確認、温度測定ほか	冷暖房シーズン前 2回/年
マルチエアコン、 ルームエアコン		①室内機エアフィルター点検清掃	冷暖房シーズン前・中 4回/年
パッケージエアコン		①エアフィルター点検清掃、②冷媒圧力測定、③各部温度測定及び電流・絶縁測定、④Vベルト張り点検調整、⑤加湿器作動確認、⑥異常音・振動音の有無	冷暖房シーズン前・中 4回/年
全熱交換機		①エアフィルター点検清掃、②エレメント点検、③制御機器作動確認、④外観点検	冷暖房シーズン中 2回/年
A重油地下タンク		①タンク及び地下埋設配管等の漏洩検査(危険物に接する全ての部分)	随時

(別紙 8) 自動制御機器保守点検仕様書

以下の項目及び内容について、年 1 回以上の保守点検を行うこと。

自動制御機器点検項目

南館

1	チューブヒーター制御		2組
	温度検出器	TD5F	2
	温度指示調節器	R30-2G	2
	電動二方弁	VY5110A	2
2	温度計測／警報		1組
	温度検出器	TD5F	1
	温度指示調節器	R30-OD	1

フラワードーム

1	チューブヒーター制御		6組
	温度検出器	T7090D	2
	温度検出器	TD5F	4
	温度指示調節器	R30-2G	6
	電動二方弁	VY5110A	6
2	温度計測／警報		1組
	温度検出器	TD5F	1
	温度指示調節器	R30-OD	1

レストラン、管理棟

1	熱源廻り制御		1組
	挿入型温度検出器	TY7830B	9
	温度指示調節器	R31-2G	3
	圧力指示調節器	R31-5G	2
	流量指示計	R31-5G	2
	圧力発信器	JTG	2
	電磁流量計	KID/KIX	2
	電動二方弁	VY5110A	4
	モジュトロールモーター	M904F	3
	弁リンケージ	Q455C	3
	三方弁	V5065A	3
	ポンプ台数制御装置	WY7041F	2
	熱源台数制御装置	WY7041F	2
	モータードライバー	RN796A	2
	アイソレーター	RY7910S	8
	4～20mA変換器	83146313-901A/D	4
	白金入力変換器	83146040-921Pt/D	6
2	冷却塔制御		2組
	挿入型温度検出器	TY7830B	2
	温度指示調節器	R30-5G	2
	挿入型温度調節器	T678A	2
	モータードライバー	RN796A	4
	電動ボール弁	VY6100D	2

ミズコン調節器	R 7 0 1 0 B	2
電動バタフライ弁	V Y 9 9 2 1 C	4

自動制御機器点検内容

1 電気式自動制御機器

(1) 調節器

エレメント部分をアスマン（その他計測器）により実測、現状実測指示が安定するまで行う。

(2) 調節器の設定値

- ・アスマン（その他計測器）の実測値にあわせる。

（ON-OFF調節器の場合）

実測値を基準に、設定点と動作隙間の関係を設定の変更により動作確認し、調節器の校正及び良否の判定を行う。

(3) 端子類

増締め及び接続状態の確認。

(4) 連動動作

調節器及び操作器を含む自動制御ループによる動作確認をする。

(5) その他

各機器及び部品の清掃を行う。

2 電子式自動制御機器

(1) 検出器

- ・検出範囲（温度、圧力等の測定値）と、設定目盛りのスパン確認。
- ・各検出器のエレメント部分をアスマン（その他計測器）により実測。

(2) 調節器

アスマン（その他計測器）の実測値と調節器指示との誤差確認及び指示校正（無指示のものは偏差出力及び規定値の確認校正）。調節器指示と設定値を同等値にしたときの偏差出力を確認（バルブ開度、電流値他）。調節器パラメーターは、偏差出力に対する比例帯、積分値、微分値の確認及び校正。

(3) 変換器

I N-O U Tのレンジに従った出力調整を標準値入力に対する出力計測にて行う。

(4) 操作器

- ・調節器の出力信号による操作機の作動状態。0-100%開度良否の確認。
- ・操作器がモジュトロールモーターの場合、ポテンショメーターの位置換え及びワイパーの接触状態の確認。操作器内各接点の清掃。

(5) 端子類

増締め及び接続状態の確認。

(6) 電源

各機器の供給電圧及びチランスの出力電圧の確認。

(7) 連動動作

調節器及び操作器を含むループによる動作確認（計装設計及び施工状態に応じた動作確認）。

(8) その他

- ・各機器その他の機能点検（サービスマニュアル調整項目）。
- ・各機器及び部品の清掃。

3 I D G P ベーシックユニット

(1) I D G P ベーシックユニット

- ・ユニット専用MMI（マンマシンインターフェイス）により、内部データファイルの確認。
- ・中央監視装置との通信（伝送関係ファイル）の状態を、中央監視装置よりの入力と、M

- MIでのデータで確認。
- (2) I/Oモジュール
 - ・ユニット専用MMIにより、各モジュールの入力、出力の確認。
 - ・各機器との連動チェック。
 - (3) 上位伝送
 - ユニット本体よりの上位伝送ポイント（SAVIC-NET10へのデータ）の確認。
 - (4) 端子類
 - 増締め及び接続状態の確認。
 - (5) 電源
 - 電源電圧及び各ユニットの電源電圧の確認。
 - (6) その他
 - ・各機器その他の機能点検（サービスマニュアル調整項目）
 - ・各機器及び部品の清掃。

中央監視盤点検項目

1	中央監視盤NET10装置	1式
2	RS-1盤	1式
3	RS-2盤	1式
4	RS-3盤	1式
5	RS-4盤	1式
6	RS-5盤	1式
7	RS-6盤	1式
8	RS-7盤	1式
9	RS-8盤	1式

中央監視盤点検内容

- 1 ハードウェア機能点検
 - 中央監視装置の点検は、システム機構ユニット単位のハードウェア、ソフトウェアにて実施、総合的にDGPユニット（リモートユニット）との通信及び制御を確認。
- (1) PFDM
 - ・各カードの清掃、組み付け、コネクタ、同軸ケーブル類の接続部の確認。
 - ・ポータブルFDDを確認し動作機能の確認。
- (2) PSW2
 - ・入力電圧の確認
 - ・カードの清掃
 - ・バックアップ電源の確認及び交換
 - ・電源断検出の確認
 - ・各ユニット、コネクタケーブル類の接続部の確認及びカードの組み付け確認
- (3) ANN II (RANN)
 - ・信号ケーブル接続の確認
 - ・伝送電圧の確認
 - ・伝送電源スイッチの設定確認
 - ・カードの清掃
- (4) CBC
 - ・伝送電圧の確認
 - ・信号ケーブル接続部の確認
 - ・伝送状態のLED確認
 - ・カードの清掃

- (5) P P M
 - 信号ケーブル接続部の確認
 - カードの組み付け確認
 - カードの清掃
- 6) I C B M
 - 信号ケーブル接続部の確認
 - カードの組み付け確認
 - L C Dのコントラスト及び輝度ボリュームの確認
 - カードの清掃
- 7) F L T C
 - 信号ケーブル接続部の確認
 - カードの組み付け確認
 - カードの清掃
- 8) B O S E
 - 信号ケーブル接続部の確認
 - カードの組み付け確認
 - カードの清掃
- 9) L C D / A N N - A / N N N - B
 - タッチパネル表面部の汚れ清掃
 - タッチ操作による機能の点検
 - ユニットの組み付け状態の確認及び信号ケーブル接続部の確認
- 10) P R T - 1
 - 印字状態の確認
 - 各機構部の清掃及び注油

2 ソフトウェア機能点検及び制御点検内容

1) M C L (メインコンソール) 部点検内容

- センターファイルの確認
- コントローラーファイルの確認
- イベント、カレンダー、タイムスケジュール、設定確認
- 機器ブロック登録確認
- 停復電制御確認
- 機器ブロック連動制御確認
- 時刻設定確認
- 設備系統登録表確認
- プリンター設定確認
- 設備表示位置設定確認
- リモート監視確認
- アナンシェータ、運用パターン設定確認
- 設備系統種別設定確認
- パスワード設定確認
- 管理点個別表示設定確認

2) I ・ D G P 部点検内容

- 電源電圧の確認
- L E Dによる受信送信の確認
- 各カードの清掃
- ユニット組み付け、端子ビス増締め、コネクタ類の接続確認
- データ設定器接続操作による各データ表示の確認
- S A V I C - N E T 10システムとデータ交換

(別紙 9) 自動扉開閉装置保守点検仕様書

1 保守対象機種、設置場所及び台数

(1) 機種 (株)ナブコ製自動扉開閉装置 (DS-75, 21, 41, 150, 150ワイドオープン)

(2) 設置場所及び台数 (単位: 台)

機種 設置場所	DS-75	DS-21	DS-41	DS-150	DS-150	計
ドーム	1			6	3	10
南館	2			1	3	6
東館			2			2
北館		1	2			3
西館	1		1			2
レストラン棟	4					4
管理事務所	1					1
計	9	1	5	7	6	28

2 保守点検整備の対象

- ・ドアエンジン駆動部装置
- ・ドアエンジン懸架部装置
- ・ドアエンジン制御部装置
- ・ドアエンジン装置スイッチ及び検出スイッチ

3 保守点検整備の内容

(1) 定期保守点検 (年2回以上実施)

- ・ドアエンジン装置各部の点検及び調整
- ・ドアエンジン開閉速度、クッション作動の異常有無の点検及び調整
- ・ドアエンジン装置の電気回路の異常有無の点検及び調整
- ・ドアの接触、部品の摩耗等の点検整備

(2) 不調時点検整備

- ・故障発生時には、速やかに正常な状態に復帰させるものとする。

(別紙 10) 栽培温室保守点検仕様書

以下の項目及び内容について、年 1 回以上の保守点検を行うこと。

1 天窓開閉動作確認

制御盤のスイッチを手動に切替え、天窓開閉の ON・OFF 操作を行い動作確認、リミットスイッチの ON・OFF の状態及び、固定ネジの締め付け状態をチェック

天窓シャフトのズレをチェック

減速機シャフト固定ボルトの締め付け状態をチェック

2 側窓

(1) 制御盤のスイッチを手動に切替え、側窓開閉の ON・OFF 操作を行い動作確認

リミットスイッチの ON・OFF の状態及び、固定ネジの締め付け状態をチェック

(2) 各サッシ運動開閉装置の固定金具の締め付け状態をチェック

(3) 各サッシのスベリ状態を手でチェック (開閉装置のスプリング付金具を外した状態で) 戸車の破損、障害物の確認

3 換気扇

制御盤のスイッチを手動に切替え、換気扇電動シャッターの ON・OFF 確認

プロペラの回転状態、シャッターの開閉状態をチェック

4 暖房設備

(1) 制御盤のスイッチを手動に切替え、ボイラーの燃焼状態を実験し油漏れがないかのチェック

(2) 油面計の正常な働きチェック、バルブのチェック

(3) エロクイン管、ジョイント部のボルト・ナットの締め付け状態チェック

(4) 電磁弁の正常な開閉動作確認、ボイラー本体内部清掃、煙道の確認 (掃除別途)

5 カーテン開閉装置点検

上層・下層カーテン開閉点検

6 冷房設備

冷房・暖房運転確認及び各部点検清掃

(別紙11)リース物件一覧

(指定管理期間開始後も 現リース契約期間が継続しているもの)

品目	銘柄・規格・製造番号等	数量	期間	年間金額 (千円)	契約先(リース会社)		備考 (契約継承条件等)
					法人名	住所	
コンピューター	HP ProDesk 400 G4 DM/DT	28台	R1.9.1～R6.8.31	614	(株)ケーオウエイ	米子市両三柳32 8	特になし
公用車	トヨタ カローラアクシオ (NZE164-AEXNK)	1台	R1.6.4～R6.6.3	429	(株)トヨタレンタリース鳥取	鳥取市安長850 -1	特になし
シャトルバス	トヨタ コースター (XZB40-BRMNY)	1台	R3.4.20～R6.4.19	1,122			
シャトルバス	いすゞ ERGAMIO (LR290J4-7000545)	1台	R3.6.25～R8.6.24	4,594	いすゞリーシング サービス(株)	東京都品川区南 大井6丁目22-7	特になし
入園券発券システム	シンフォニアエンジニアリ ング製	1式	R3.6.25～R8.6.24	3,504	とりぎんリース(株)	鳥取市扇町9番地 2	特になし
車両ナンバー認識システム	システム・ケイ製	1式	R4.10.28～R9.10.27	501	ごうぎんリース(株)	松江市白潟本町6 3番地	特になし
空気清浄機	Blueair社 BlueairClassic605	5台	R2.7.1～R7.6.30	98	とりぎんリース(株)	鳥取市扇町9番地 2	特になし
ユニットハウス	三協フロンティア(株)	1間	R4.3.1～R9.2.28	200	ごうぎんリース(株)	松江市白潟本町6 3番地	特になし

(別紙12) 令和5年度イベント計画

イベント名	時期	主な事業・イベント
スプリングフェスティバル	4月1日(土)～ 5月7日(日) ・桜ウィーク 4月1日～ 4月9日 (9日間) ・チューリップまつり 4月8日～ 4月30日 (23日間)	メインの花 4月上旬 桜 4月上旬～4月中旬 チューリップ 5月上旬 アイランドポピー その他主な花 ムスカリ、リビングストーンデージー ◎ポニー乗馬体験 ◎地元食材を使った屋台村 ◎遊具の無料貸し出し ◎桜のガイドツアー ◎「春の空中庭園」 ◎大道芸・ストリートオルガン演奏・花がモチーフのワークショップ ◎オランダ衣装の貸出 ◎中海圏域と連携した大根島ボタン展&アレンジメントショー ◎チューリップのガイドツアー ◎春の花を使った寄せ植え体験 ◎コンサート
ばらまつり	5月13日(土)～ 5月31日(水) (19日間) ・クレマチス展 5月13日～ 6月11日 ・ムーンライト フラワーガーデン 5月13日、14日 20日、21日 27日、28日	メインの花 バラ、クレマチス その他主な花 ササユリ、ラベンダー ◎オリジナルバラの展示 ◎地元愛好家と連携したバラ展示会 ◎バラに囲まれたコンサートやステージ ◎バラ園ライトアップ ◎花回廊産バラの販売 ◎バラ園特設オープンカフェ ◎バラ・クレマチスの園芸講座 ◎ミニバラの寄せ植え体験 ◎バラとクレマチスのガイドツアー ◎バラをモチーフにしたクラフト体験

<p>ゆりまつり</p>	<p>6月10日(土)～ 6月30日(金) (21日間)</p>	<p>メインの花 ユリ (LAハイブリッド、LOハイブリッド、原種)</p> <p>その他主な花 クレマチス、アジサイ、ヤマアジサイ</p> <p>◎希少な原種ユリの展示 ◎コンサート ◎秘密の花園公開 (ユリ) ◎ユリのガイドツアー ◎初夏の花の寄せ植え体験 ◎ゆり川柳</p>
<p>サマーフェスティバル</p>	<p>7月15日(土)～ 8月27日(日) (39日間)</p> <p>・食虫植物展 7月15日～ 8月27日</p>	<p>メインの花 ルドベキア、ハイビスカス、ヒマワリ、食虫植物、サガリバナ</p> <p>その他主な花 トウテイラン、ヤマユリ、カノコユリ</p> <p>◎ムーンライトフラワーガーデン(8月5日、6日、11日、12日、13日) ◎夏休み子ども工作&自由研究メニュー ◎水辺・夜の生き物観察会 ◎七夕展示 ◎食虫植物をテーマとしたイベント</p>
<p>オータムフェスティバル</p>	<p>9月16日(土)～ 10月22日(土) (37日間)</p> <p>・ハイビスカス展 9月9日～ 10月9日</p> <p>・菊のトピアリー展 10月7日～ 11月12日</p> <p>・多肉パラダイス 9月16日～ 10月9日</p>	<p>メインの花 サルビア、秋のバラ、コスモス、ダリア</p> <p>◎秋の園芸&演芸フェア ◎花の丘イベント (お茶会・コンサート・動物ふれあい) ◎ハロウィンイベント (仮装体験・かぼちゃ重さ当てクイズ・ランタン作り) ◎秋バラを楽しむ (ガイドツアー・オープンカフェ・ワークショップ) ◎秋の寄せ植え体験</p>
<p>フラワーイルミネーション</p>	<p>11月10日(金)～ 1月8日(月) (57日間)</p>	<p>メインの花 ポインセチア、洋ラン、パンジー、シクラメン、葉ボタン、アイスチューリップ</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ◎カウントダウン点灯式（花火開催時、） ◎花回廊冬花火 ◎フラワースタートレイン ◎ピロロ・ポロロ登場イベント ◎サンタになって記念撮影
らんまつり	<p>3月16日(土)～ 3月31日(日) (16日間)</p> <p>・クリスマスローズ 展 2月10日～ 2月18日</p> <p>・パンジー・ビオラ 展 2月23日～ 3月24日</p>	<p>メインの花 洋ラン</p> <p>その他主な花 カタクリ、クロッカス、スイセン</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ランが当たる抽選会 ◎有名講師による洋ラン講演会 ◎ランなどのガイドツアー ◎ランの特設販売
歳時イベント	周年	<ul style="list-style-type: none"> ◎文化活動の発表・展示会などの開催 東館、北館、フラワードーム（研修室・ギャラリー） ◎SNSを利用したフォトコンテスト

(別紙13) 無料シャトルバス運行時刻表

1 時刻表ダイヤ① [4～6月の毎日、7～11月の土日祝]

米子駅	青木	円山団地	浅井	朝金	花回廊		朝金	浅井	円山団地	青木	米子駅	
発					着	発	着					
9:00	9:08	9:12	9:13	9:15	9:25	9:30	9:40	9:42	9:43	9:47	9:55	
9:30	9:38	9:42	9:43	9:45	9:55	10:00	10:10	10:12	10:13	10:17	10:25	
10:00	10:08	10:12	10:13	10:15	10:25	10:30	10:40	10:42	10:43	10:47	10:55	
10:30	10:38	10:42	10:43	10:45	10:55	11:00	11:10	11:12	11:13	11:17	11:25	
11:00	11:08	11:12	11:13	11:15	11:25	11:30	11:40	11:42	11:43	11:47	11:55	
11:30	11:38	11:42	11:43	11:45	11:55	運休時間						
12:00	12:08	12:12	12:13	12:15	12:25							
運休時間						13:00	13:10	13:12	13:13	13:17	13:25	
						13:30	13:40	13:42	13:43	13:47	13:55	
13:30	13:38	13:42	13:43	13:45	13:55	14:00	14:10	14:12	14:13	14:17	14:25	
14:00	14:08	14:12	14:13	14:15	14:25	14:30	14:40	14:42	14:43	14:47	14:55	
14:30	14:38	14:42	14:43	14:45	14:55	15:00	15:10	15:12	15:13	15:17	15:25	
15:00	15:08	15:12	15:13	15:15	15:25	15:30	15:40	15:42	15:43	15:47	15:55	
15:30	15:38	15:42	15:43	15:45	15:55	16:00	16:10	16:12	16:13	16:17	16:25	
(16:00)	(16:08)	(16:12)	(16:13)	(16:15)	(16:25)	16:30	16:40	16:42	16:43	16:47	16:55	
(16:30)	(16:38)	(16:42)	(16:43)	(16:45)	(16:55)	※17:00	17:10	17:12	17:13	17:17	17:25	

() は夜間営業日のみ、※11月1日～●●日までの土日祝の最終便は16:30となります。

2 時刻表ダイヤ② [7～11月の平日、1月●●日～3月の毎日]

米子駅	青木	円山団地	浅井	朝金	花回廊		朝金	浅井	円山団地	青木	米子駅	
発					着	発	着					
9:00	9:08	9:12	9:13	9:15	9:25	9:30	9:40	9:42	9:43	9:47	9:55	
10:00	10:08	10:12	10:13	10:15	10:25	10:30	10:40	10:42	10:43	10:47	10:55	
11:00	11:08	11:12	11:13	11:15	11:25	11:30	11:40	11:42	11:43	11:47	11:55	
12:00	12:08	12:12	12:13	12:15	12:25	運休時間						
運休時間											13:30	13:40
14:00	14:08	14:12	14:13	14:15	14:25	14:30	14:40	14:42	14:43	14:47	14:55	
15:00	15:08	15:12	15:13	15:15	15:25	15:30	15:40	15:42	15:43	15:47	15:55	
(16:00)	(16:08)	(16:12)	(16:13)	(16:15)	(16:25)	最終便は※①・②下記参照						

() は夜間営業日のみ

※①7月～11月の平日は最終便が17:00

夜間営業日の11月●●日～30日までの平日は花回廊17:00発の便があります。

※②11月1日～●●日までの平日、1月●●日～3月は最終便が16:30発となります。

3 夜間3往復 [夜間営業日のみ運行]

米子駅	青木	円山団地	浅井	朝金	花回廊		朝金	浅井	円山団地	青木	米子駅
発					着	発	着				
18:00	18:08	18:12	18:13	18:15	18:25	18:30	18:40	18:42	18:43	18:47	18:55
19:00	19:08	19:12	19:13	19:15	19:25	19:30	19:40	19:42	19:43	19:47	19:55
						20:30	20:40	20:42	20:43	20:47	20:55

4 時刻表ダイヤ③ [12月～1月●●日の毎日、開園時間は13:00～21:00]

米子駅	青木	円山団地	浅井	朝金	花回廊		朝金	浅井	円山団地	青木	米子駅	
発					着	発	着					
13:00	13:08	13:12	13:13	13:15	13:25	13:30	13:40	13:42	13:43	13:47	13:55	
14:00	14:08	14:12	14:13	14:15	14:25	運休時間						
運休時間											15:30	15:40
16:00	16:08	16:12	16:13	16:15	16:25	16:30	16:40	16:42	16:43	16:47	16:55	
17:00	17:08	17:12	17:13	17:15	17:25	17:30	17:40	17:42	17:43	17:47	17:55	
※ (17:30)	(17:38)	(17:42)	(17:43)	(17:45)	(17:55)	(18:00)	(18:10)	(18:12)	(18:13)	(18:17)	(18:25)	
18:00	18:08	18:12	18:13	18:15	18:25	18:30	18:40	18:42	18:43	18:47	18:55	
※ (18:30)	(18:38)	(18:42)	(18:43)	(18:45)	(18:55)	(19:00)	(19:10)	(19:12)	(19:13)	(19:17)	(19:25)	
19:00	19:08	19:12	19:13	19:15	19:25	19:30	19:40	19:42	19:43	19:47	19:55	
※ (19:30)	(19:38)	(19:42)	(19:43)	(19:45)	(19:55)	(20:00)	(20:10)	(20:12)	(20:13)	(20:17)	(20:25)	
						20:30	20:40	20:42	20:43	20:47	20:55	
						(21:00)	(21:10)	(21:12)	(21:13)	(21:17)	(21:25)	

※ () は12月～1月●●日の土日祝及び12/24～1/3のみ

【休園日】7～8月の毎週火曜日、12～3月の火曜日(一部開園日あり)

(別紙14)とっとり花回廊友の会会員特典

とっとり花回廊友の会では、以下の特典がございます。
会員様限定の特典です。是非ご利用ください。

- 会員証を提示していただくと無料で入園できます。(2023.4.1 改訂)
- 年に5回、とっとり花回廊情報誌をお送りします。ご家族様に1通となります。
- レストラン花かいろうをご利用の場合、会員証の提示で、本人様の会計が1割引になります。その会計に含まれる人数に制限はありません。(団体食不可)
- 会員証の提示で、土産・特産・園芸の各ショップ、ソフトクリーム売店、北館「吾左衛門本舗 軽食喫茶 花回廊」商品が本人様のみ1割引で購入できます。※トレイン、各イベントの出店等は対象外
- 会員とご一緒に入園した方の入園料が2割引になります。(他の割引との併用はできません)
- とっとり花回廊ギフト入園券が2割引で購入できます。
- 継続されるともれなく全員にプレゼントを進呈します。
- 小・中学生会員は、会員証の提示でフラワートレインに無料で乗車できます。
- 株式会社むらまつ(花の結婚式委託会社)の衣装全品が2割引になります。前撮り料金が1割引になります。
- 会員証を提示していただくと、花回廊提携施設の利用料が割引になります。(基本は本人のみの割引です。)
- 下記施設で割引が受けられます。 <(注) 割引率・割引金額は各施設でご確認ください>

★入館料割引施設【鳥取県内】 ※は本人を含む同伴者5名まで割引

- 鳥取砂丘こどもの国
- 中国庭園燕趙園
- 鳥取二十世紀梨記念館なしっこ館
- 夢みなとタワー展望室・展示室
- 水木しげる記念館 ※
- もちがせ流しびなの館(鳥取市用瀬町) ※
- 植田正治写真美術館 ※
- 大山フィールドアスレチック ※
- 大山トム・ソーヤ牧場 ※
- 米子水鳥公園 ※
- 素鳳ふるさと館 ※
- 大山ますみず高原天空リフト (3名まで) ※
(スプリングシーズンに限ります)
- わらべ館 ※

★県内温泉割引施設 ※は本人を含む同伴者5名まで割引

- 大山伽羅温泉(大山レークホテル) 利用料
- 大山温泉(ロイヤルホテル大山) 利用料
- お宿夢彦(鳥取市鹿野町) ※

★入館料割引施設【鳥取県外】

- 堀川遊覧船乗船料
- 松江堀川地ビール館・観光センターいずも利用料 ◆本人を含む団体全員
- 島根県立美術館入館料
- 島根県立古代出雲歴史博物館入館料
- 高知県立牧野植物園入園料 ◆本人を含む9名様まで

★その他【鳥取県外】

- 日本庭園 由志園 ◇ちょっぴりプレゼント
※ただし、由志園の年間パスポート利用者にはプレゼントはありません。
- 松江フォーゲルパーク ◇ポストカードプレゼント
- しまね花の郷 ◇しまね花の郷の年間パスポート料金が1割引

(別紙15)前納利用料への対応

1 友の会会員への対応

[R5.3.31現在の会員数； 会員4,985人]

- ①新管理者は、現在の会員制度を参考に、サービス低下にならないよう任意の会員制度を創設。
- ②現受託者は、新管理者へ現会員を引き継ぐ。
- ③引継ぎを希望しない現会員は、R6.3.31までに現受託者へ申し出、現受託者が精算を行う。
(申し出がない場合は、引継ぎを了解したと見なす。)
- ④現受託者は、上記①～③を現会員へ周知する。

【対応の詳細】

区分	引継ぎ会員⇔新管理者	現受託者⇔新管理者
新会費が 現会費より 高い場合	<ul style="list-style-type: none"> ・差額の追加徴収はしない。 ・新会員制度の中から、現会員制度並みのサービスを提供。 ・無料入園可能。 ・次回更新時には、継続会員として扱う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・R6.4.1以降の残存月数に応じ、以下により算定した額を現受託者から新管理者へ支払う。 [算定式] 現会費(継続) × 残存月数 / 12
新会費が 現会費より 安い場合	<ul style="list-style-type: none"> ・差額の返金はしない。 ・新会員制度の会員として扱う。 ・無料入園可能。 ・次回更新時には、継続会員として扱う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同上 [算定式] 新会費(継続) × 残存月数 / 12

2 ギフト入園券・前売り入園券への対応

- ①R6.3.31までに利用していただくのが基本。
- ②R7.3.31までは引き続き利用可能。R7.4.1以降は無効。
- ③新入園料(＝現入園料以下)と現入園料との差額の返金はしない。
- ④現受託者は、上記①～③を園内に掲示するなどして利用者へ周知する。
- ⑤現受託者は、利用枚数に応じ、「**新入園料相当額**」を新管理者へ支払う。

3 留意事項

現受託者と新管理者が同一で、かつサービス提供内容に変更がない場合は、上記1及び2の対応は不要であること。

(別紙16)

ギフト入園券の取扱いについて

「販売価格」	通常ギフト券 1枚	通常価格	1,000円
		友の会価格	800円

「販売場所」 管理事務所

「特典」 ギフト券の半券をパスポート券(当日限り有効)として提示すると園内各ショップ、レストラン、ソフトクリーム売店各10%割引で購入可能。

「使用方法」 購入したギフト券は、受付窓口にて入園券と交換。
注)①金券として扱う。
②差額返金を行わない。
③受付窓口では金券として使用される場合は他の割引との併用は不可。

[参考]とっとり花回廊に関する商標登録一覧

商 標	商標の内容	類	例 示	
施 設 名	とっとり花回廊	16	紙、紙製品及び事務用品	
		24	織物及び家庭用の織物製カバー	
		25	被服及び履物	
		26	裁縫用品	
		28	がん具、遊技用具及び運動用具	
		30	加工した植物性の食品及び調味料	
		31	加工していない陸産物、生きている動植物等	
		41	教育、訓練、娯楽、スポーツ及び活動	
		42	婚礼施設の提供等	
キャラクター名	ピロロ	16	紙、紙製品及び事務用品	
		24	織物及び家庭用の織物製カバー	
		25	被服及び履物	
		26	裁縫用品	
		28	がん具、遊技用具及び運動用具	
		31	加工していない陸産物、生きている動植物等	
		41	教育、訓練、娯楽、スポーツ及び活動	
		42	婚礼施設の提供等	
		ポロロ	16	紙、紙製品及び事務用品
	24		織物及び家庭用の織物製カバー	
	25		被服及び履物	
	26		裁縫用品	
	28		がん具、遊技用具及び運動用具	
	31		加工していない陸産物、生きている動植物等	
	41		教育、訓練、娯楽、スポーツ及び活動	
	42		婚礼施設の提供等	
	シンボルマーク 花図形			16
		24		織物及び家庭用の織物製カバー
25		被服及び履物		
26		裁縫用品		
28		がん具、遊技用具及び運動用具		
30		加工した植物性の食品及び調味料		
41		教育、訓練、娯楽、スポーツ及び活動		
マスコット キャラクター36 (ポロロ)				16
	25		被服及び履物	
	28		がん具、遊技用具及び運動用具	
	41		教育、訓練、娯楽、スポーツ及び活動	
マスコット キャラクター38 (ピロロ)		16	紙、紙製品及び事務用品	
		25	被服及び履物	
		28	がん具、遊技用具及び運動用具	
		41	教育、訓練、娯楽、スポーツ及び活動	
合計		40件		

(別紙17) とっとり花回廊シンボルマーク等使用基準

とっとり花回廊のシンボルマーク、施設名（ロゴタイプを含む。）、マスコットキャラクター図案、マスコットキャラクター愛称（以下「マーク等」という。）については、とっとり花回廊の魅力の向上、集客促進のために広く使用していただくこととしている。

そこで、マーク等の誤用、乱用を避け、正しく使用していただくための手続等について、次により取り扱うこととする。

1 マーク等の使用

マーク等に関する権利（商標権、著作権）は、鳥取県が有しており、マーク等を使用する場合には、鳥取県の承認を必要とする。

2 承認申請

- (1) マーク等を使用しようとする者は、県と事前に協議の上、県が必要と認めるものは「とっとり花回廊マーク等使用承認申請書」（様式1）により申請しなければならない。
- (2) 既に受けた使用承認の内容を変更したいときは、「とっとり花回廊マーク等使用承認変更申請書」（様式2）を提出しなければならない。
- (3) 申請書には、次の書類を添付するものとする。

①事業の企画書

- ・商品等に使用する場合

販売価格、販売数量、販売場所、使用期間などの販売計画内容等を記載したもの

- ・景品、広告等に使用する場合

使用媒体、費用、使用期間等を記載したもの

②マーク等の使用形態がわかる商品、景品の見本又は広告原稿等

③企業、団体等の概要書（パンフレットも可）

3 摘要除外

1及び2の規定にかかわらず、マーク等を次に掲げる場合に使用するときは、県への申請は必要としないものとする。ただし、(2)及び(3)を除き、県との事前協議は行うこと。

- (1) 国、地方公共団体が使用する場合
- (2) 指定管理者が使用する場合
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (4) 営利を目的としない団体が、とっとり花回廊の広報宣伝に役立つ用途のために使用する場合
- (5) その他県が特に必要があると認めた場合

4 使用承認

- (1) 承認申請があったもののうち、使用を承認するものについては、「とっとり花回廊マーク等使用承認書」（様式3）を交付する。
- (2) 承認に際して条件を付した場合には、使用者はその条件に従って使用しなければならない。
- (3) 使用を承認しない場合は、申請者にその旨通知する。

5 承認の基準

次のいずれかに該当する場合は、マーク等の使用の趣旨に反するものとして承認しないものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (2) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれがある場合
- (3) 不当な利益をあげるために利用されるおそれがある場合
- (4) とっとり花回廊に関連する事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
- (5) とっとり花回廊の品位を傷つけるおそれがある場合
- (6) 適正な使用方法に従って使用しないおそれがある場合
- (7) 品質、性能等に関して公的機関の認定等が必要な商品について、当該認定等が得られていない場合
- (8) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (9) その他、承認することが不相当と認められる場合

6 使用料

原則として使用料は徴収しない。

7 使用方法

マーク等の使用に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途以外の用途に使用しないこと。
- (2) 商品に使用する場合は、承認された商品以外に使用しないこと。
- (3) マーク等は定められた規格、カラーに従って適正に使用しなければならない。
- (4) 承認を得ないでマーク等の一部を使用したり、変形又は他の図形や文字と重ねて使用しないこと。

8 使用承認の取り消し等

- (1) 次の場合は、使用条件の変更、使用承認の取り消し、使用物件の回収を求める。
 - ア 使用承認申請書に虚偽があることが判明した場合
 - イ マーク等を使用承認条件に違反して使用した場合
 - ウ その他県が必要と認める場合
- (2) 前項にかかる経費は、申請者が負担する。

9 損失補償等の責任

県は、マーク等の使用に係る損失等一切の責任を負わない。

10 その他

本基準に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附則

この基準は、平成11年4月8日から施行する。

(様式1)

とっとり花回廊マーク等使用承認申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
商号・名称
氏 名 印
電 話 番 号 () -

とっとり花回廊のマーク等について、下記のとおり使用申請します。
なお申請に当たり次のことを誓約します。

- 1 使用承認の審査結果について、一切の異議申し立てはいたしません。
- 2 使用承認書の条件を遵守します。
- 3 使用条件に違反した場合は、承認の取り消しを受けても異議ありません。
- 4 使用物件の回収の要求があった場合には、速やかにこれに応じます。
- 5 使用物件に関する損害等が発生しても、鳥取県に対し損害賠償等の要求はしません。

記

使用するマーク等の種類	シンボルマーク 施設名称 マスコットキャラクター図案 (ピロロ) マスコットキャラクター図案 (ポロロ) マスコットキャラクター愛称 (ピロロ) マスコットキャラクター愛称 (ポロロ)
使用目的・趣旨	
使用方法	商品 景品 広告 その他 ()
使用する商品等の種類	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他	

(様式2)

とっとり花回廊マーク等使用承認変更申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
商号・名称
氏 名
電話番号 () - 印

年 月 日付 号で承認を受けたとっとり花回廊マーク等の使用
について、下記のとおり変更を申請します。
なお、当初申請時の誓約事項は、引き続きこれを遵守します。

記

変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 理 由	

(様式3)

とっとり花回廊マーク等使用承認書

年 月 日

様

鳥 取 県 知 事

年 月 日付けで申請のあったとっとり花回廊マーク等の使用については、下記の条件をつけて承認します。

記

- 1 使用承認申請書の内容を遵守すること。
- 2 その他の使用条件